

令和5年度版

高岡市の保健事業概要



高岡市健康増進課

目 次

第1章 健康たかおか輝きプラン（第2次）	
1 健康たかおか輝きプラン（第2次）の概要	1
第2章 親と子の健やかな成長のために	
1 思春期・青年期	3
2 妊産婦期・周産期	3
(1) 子育て世代包括支援センター	3
(2) 妊娠届出及び母子健康手帳の交付	5
(3) 妊産婦健康相談	6
(4) 妊産婦健康診査	6
(5) パパとママの育児講座	10
(6) 妊産婦訪問	10
(7) 産後ケア事業	11
3 乳幼児期	11
(1) 新生児等聴覚検査	11
(2) 乳幼児健康診査	12
(3) 幼児保健相談	22
(4) 乳幼児健康相談・健康教育	23
(5) フッ素塗布事業	24
(6) 乳幼児訪問	24
(7) 母子保健推進員活動事業	27
(8) 母乳育児をすすめる会への支援	27
第3章 生涯を通じて健康な生活を送るために	
1 健康診査	30
(1) がん検診	30
(2) 結核健康診断	34
(3) 肝炎ウイルス検診	34
(4) 歯周病検診	35
(5) 医療保険未加入者の健康診査	36
2 健康手帳の交付	37
3 健康相談	37
(1) 総合健康相談	37
(2) 重点健康相談	37
(3) 心の健康相談	38
4 健康教育	38
(1) 健康教育実施状況	38
(2) 市民講座、健康づくり推進員等ボランティアを対象とした研修会など	39
(3) 呉西圏域ポイントサービス事業実施状況	40
5 訪問指導	40
6 糖尿病性腎症重症化予防事業	41
7 特定保健指導	42
(1) 動機づけ支援	42
(2) 積極的支援	43
(3) グループ支援(栄養教室・運動教室)の参加状況	43
参考 1 高岡市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施状況	44
2 高岡市国民健康保険 生活習慣病予防健康診査実施状況	45

第4章 感染症の予防のために	
1 感染症の発生状況	46
2 感染症予防啓発活動	48
3 予防接種事業	48
(1) 定期予防接種	48
(2) 臨時予防接種	55
(3) 任意予防接種への助成	56
第5章 地域ぐるみで取り組む健康づくりの推進のために	
1 地域保健推進体制図	57
2 健康づくり推進対策	58
(1) 食生活改善推進員養成講座	58
(2) 食生活改善推進員研修会	58
(3) ヘルスボランティア養成講座	58
(4) 高岡市民健康フォーラム	59
3 健康づくり推進協力団体の活動について	59
(1) 高岡市健康づくり推進協議会	59
(2) 高岡市健康づくり推進懇話会	60
(3) 高岡市母子保健推進員協議会	61
(4) 高岡市食生活改善推進協議会	63
(5) 高岡市ヘルスボランティア協議会	64
(6) 高岡市環境保健衛生協会	66
第6章 健康危機管理について	
1 大雨洪水災害対策	67
2 熱中症予防対策	67
3 食中毒予防対策	67
4 啓発活動	67
第7章 救急医療について	
1 救急医療体制図	68
2 高岡市急患医療センター	68
(1) 診療時間	69
(2) 受診状況	69
(3) 高岡市急患医療センターの主な沿革	70
第8章 教育実習生の受け入れについて	
1 実習受け入れ	72
2 講師派遣	72
第9章 研修会への参加について	
1 県外研修会への参加	73
2 養成研修	73
3 職場内研修	73
付属資料	
各種団体の規則、要綱、規約及び会則	74
参考資料	
1 高岡市年齢別（5歳階級）人口構成	89
2 人口及び高齢者人口割合の推移	89
3 人口動態	90
4 死因順位	91
5 悪性新生物の部位別順位	91
6 胃がん死亡率の年次推移	92
7 肺がん死亡率の年次推移	92
8 高岡市の健康寿命の年次推移	93
機構及び事務分掌	94
健康増進課事業の沿革	95

第1章 健康たかおか輝きプラン（第2次）

住み慣れた地域で、健康で、安心して、生活を送ることは、すべての人々の願いであり、この願いを実現するために、本市では、平成15年に「高岡いきいき健康プラン21」を、平成25年に「健康たかおか輝きプラン」を策定し、市民の「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を基本目標に健康づくりの総合的な取り組みを推進してきました。

これまでの取り組みにより、健康寿命が延伸したほか、むし歯のない子どもの増加や喫煙者数の減少、健康づくり活動への参加者数が増加するなどの成果がみられました。一方、高齢化は一層進展し、生活習慣病にかかる人や要介護の人が増加するほか、青壮年層で依然として、食事の偏りや運動不足など好ましくない生活習慣がみられるなどの課題があります。

このような市民の健康に関する成果と課題を踏まえ、今後の健康づくり運動をさらに推進する行動計画として「健康たかおか輝きプラン（第2次）」（平成30年度～令和5年度^{*}）を策定し、市民の皆さんとともに健康づくりを推進しています。

^{*}「健康日本21（第2次）」の計画終期1年延長（令和3年8月4日告示）を受け、「健康たかおか輝きプラン（第2次）」の終期を令和5年度まで延長しました。

1 健康たかおか輝きプラン（第2次）の概要（平成30年度～令和5年度）

（1）基本理念

「健やかに自分らしく輝き、元気と笑顔があふれるまち 高岡」

「健康たかおか輝きプラン」（平成25年度～29年度）策定時において、約3,000件の市民の叶えたい夢、ありたい姿を集約した、「健やかに自分らしく輝き、元気と笑顔があふれるまち 高岡」の実現を引き続き目指します。

（2）基本目標

「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」

- 平均寿命の伸びを上回る健康寿命の伸びを目標とし、不健康な期間が短縮することを目指します。
- 早世の予防及び生活習慣病予防、介護予防をより一層推進し、健康寿命の延伸を目指します。
- 疾病や障がいの有無に関わらず、充実感や満足感をもって日常生活を送ることができるよう努めます。
- 市民一人一人が社会参加し、支え合い、つながりを深めるとともに、多様な主体が健康づくりに取り組むことにより個人の健康や生活を支える社会環境整備を進めます。

(3) 重点取り組み

望ましい生活習慣の確立と生活習慣病の発症予防

青壮年期の望ましい生活習慣づくりに重点を置き、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「歯の健康」「タバコ」「心の健康・休養」の項目ごとに目標値や具体的取り組み方法を示し、生活習慣病の発症予防に取り組みます。

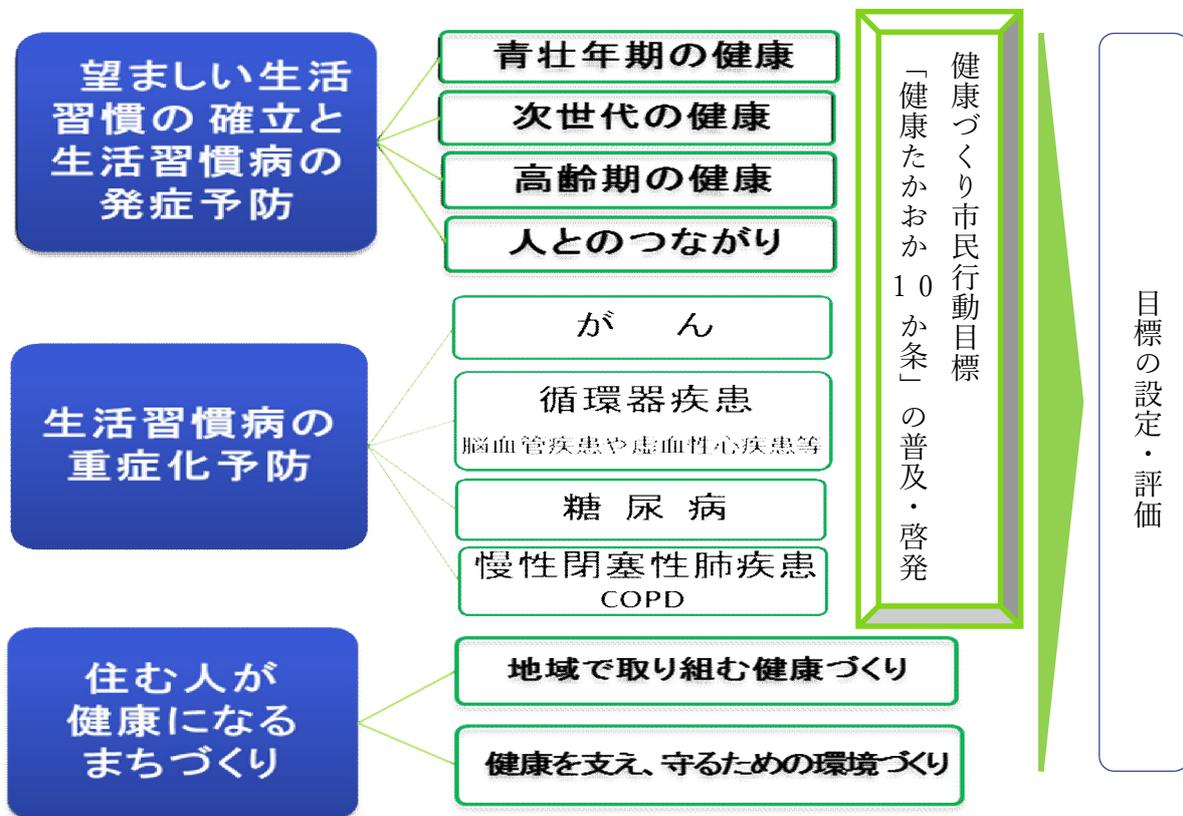
また、妊娠期から思春期までの「次世代」、「高齢期」の世代毎の課題に応じた健康づくりを推進し、全世代を通じ「人とのつながり」や「地域のつながり」を深め一人一人の健康を支える取り組みを進めます。

生活習慣病の重症化予防

三大生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）による死亡者は、死亡者全体の半数以上を占めていることに加え、国・県に比較し、がん、脳血管疾患の死亡率や糖尿病の有所見者割合、喫煙率が高い等の状況を踏まえ、「がん」、「循環器疾患」、「糖尿病」、「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」の項目毎に病気の発症予防及び、早期治療や治療継続により重症化予防を図ります。

住む人が健康になるまちづくり

健康への関心が低い人や、関心があっても仕事や家事などで忙しく健康づくりに取り組めない人も、誰もが住んでいるだけで健康づくりが実践でき、豊かな生活を送ることができる「健康なまち高岡」を目指します。



第2章 親と子の健やかな成長のために

母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健法に基づき、母子保健事業を実施しています。また、未来の高岡市を創るすべての子どもが健やかに成長し、親が子育ての不安や負担を乗り越え、喜びや生きがいを感じることができるよう、策定された「高岡市子ども・子育て支援事業計画」をとおり、地域や社会全体が支え合える環境づくりを進めるため、関係機関や団体等と連携を図り、地域ぐるみで親と子の健康づくりを推進しています。

1 思春期・青年期

母性や父性の涵養を図るとともに、生命の尊厳や性に関する健康教育の機会として、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」において、乳幼児とふれあう機会を設けています。また、教育媒体として小中学校等へ学習機器の貸出も行っています。

年度	内 容	回数（回）	人数（人）
R2	沐浴人形等健康教育機器の貸出による保健学習	4	449
R3	沐浴人形等健康教育機器の貸出による保健学習	10	648
R4	沐浴人形等健康教育機器の貸出による保健学習	13	649
	14歳の挑戦（高陵中学校）	1	3

2 妊産婦期・周産期

(1) 子育て世代包括支援センター

（母子保健法第22条、子ども子育て支援法第59条）

平成27年度から利用者支援事業として、「妊娠・出産・育児に関する相談」や、「必要な情報提供」「支援プランの作成」「関係機関との連絡調整」等、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を実施しています。

令和5年1月からは妊娠届出時や産後の面談に加え、妊娠8か月の妊婦に対し、アンケートを実施し、様々なニーズに即した伴走型の相談支援や、アプリを通じた情報発信の充実を図っています。

ア 支援プランの作成

心身の不調や育児不安のある妊産婦や子育て中の保護者、医療・療育等が必要な児に対し、支援プランを作成し、継続的に支援しています。

支援プラン作成人数 (人)

年度	妊婦	産婦	乳幼児
R2	124	151	11
R3	100	98	7
R4	155	156	54

イ 保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整

(ア) 医療機関等からの情報提供

周産期医療機関からの情報提供(市外の未熟児や妊産婦等を含む)をもとに保健師等が訪問支援等を行っています。また、訪問状況や今後の支援の方向性等を医療機関へ報告し、連携して子育て支援に努めています。

① 未熟児等出生連絡票

年度	連絡票送付数	支援区分(再掲)					(件)
		低出生体重等未熟児	先天性代謝異常等フォロー児	新生児聴覚検査フォロー児	要支援家庭	その他 ^{※1}	
R4	143	134	0	1	0	33	

※1 疾病等により継続支援が必要なケース等

② 妊産婦支援連絡票

年度	連絡票送付数	支援区分(再掲)						(件)
		精神疾患等 ^{※2}	社会・経済 ^{※3}	虐待	環境 ^{※4}	妊娠・出産 ^{※5}	その他 ^{※6}	
R4	204	155	42	6	30	40	33	

※2 精神疾患等の既往・現病歴、エジンバラ産後うつ病質問票9点以上等

※3 若年妊婦、一人親・未婚、経済的不安定、外国籍等

※4 支援者がいない、祖父母と関係が悪い、暴力を受けている等

※5 初診が妊娠16週以降、望んでいない妊娠、多胎妊娠、高齢初産婦等

※6 関係機関からの連絡拒否等

(イ) ケース会議への出席

医療機関や関係機関の担当者と情報共有や支援方針の検討を行っています。また、NICU や GCU で治療中の未熟児等とその保護者が退院後も安心して地域で生活できるよう、保護者と早期に院内面接を行い、継続支援を行っています。

年度	ケース会議					院内面接			
	回数 (回)	内訳 (再掲) (件)				回数 (回)	内訳 (再掲) (件)		
		虐待	気がか り妊婦	気がか り産婦	未熟児		虐待	気がか り産婦	未熟児
R2	7	7	0	1	0	6	0	0	6
R3	3	3	0	2	0	6	2	3	2
R4	16	16	12	0	0	6	0	3	5

(2) 妊娠届出及び母子健康手帳の交付 (母子保健法第 15, 16 条)

ア 妊娠届出週数

平成 21 年度から妊婦健康診査の公費助成回数を 14 回とし、早期届出の啓発を図っています。

(上段：人・下段：%)

年度	11 週以前	12～19 週	20～27 週	28 週以降	その他	計
R2	999 (95.9)	40 (3.8)	1 (0.1)	2 (0.2)	0 (0.0)	1,042
R3	981 (95.7)	40 (3.9)	4 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,025
R4	896 (95.6)	37 (4.0)	3 (0.3)	1 (0.1)	0 (0.0)	937

イ 妊娠届出時の年齢区分

令和 4 年度の 19 歳以下の若年妊婦の届出数は 3 人 (0.3%) です。思春期の健康教育の現場との連携を図り、安全な妊娠・出産へ繋がるよう支援に努めます。

(上段：人・下段：%)

年度	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳～	計
R2	6 (0.6)	100 (9.6)	321 (30.8)	343 (32.9)	229 (22.0)	43 (4.1)	1,042
R3	4 (0.4)	98 (9.5)	330 (32.2)	326 (31.8)	215 (21.0)	52 (5.1)	1,025
R4	3 (0.3)	75 (8.0)	305 (32.6)	331 (35.3)	182 (19.4)	41 (4.4)	937

ウ 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、母子の健康診査や保健指導の状況等必要な事項を記録し、健康管理と適切な医療の確保に役立ててもらうために交付しています。

年度	妊娠届出による 交付者数（人）	妊娠届出による 交付冊数（冊）	再交付申請による 交付冊数（冊）
R2	1,042	1,058	18
R3	1,025	1,035	17
R4	937	951	14

(3) 妊産婦健康相談（総合健康相談）（母子保健法第10条）

安全で安心して出産ができるよう、妊婦及び産婦に対して健康相談を実施しています。

年度	相談回数（回）		相談者人数（人）	
		（再掲）オンライン相談		（再掲）オンライン相談
R2	483	0	1,156	0
R3	242	0	1,122	0
R4	244	1	1,020	1

※総合健康相談の乳幼児相談はP23に掲載

(4) 妊産婦健康診査（母子保健法第13条）

ア 妊婦一般健康診査

妊婦に対して定期的に健康診査を実施することで、異常を早期に発見し適切な治療や保健指導に結びつけることを目的に14回分の公費助成を実施しています。

(ア) 受診状況

(人)

年度	発行 実数	延受診者数	受診者数（再掲）				
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
R2	1,102	12,611	1,045 (845)	1,017	1,002	989	980
R3	1,118	12,798	996 (913)	994	994	991	1,007
R4	1,003	11,710	931 (911)	936	908	895	908

※（ ）内は子宮がん検診受診者数

(人)

年度	受診者数（再掲）								
	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目
R2	979	973	965	956	939	927	815	630	394
R3	1,037	1,031	1,009	1,030	972	934	812	619	372
R4	903	902	989	894	877	869	761	580	357

(イ) 受診結果 (延人数) (人)

年度	異常なし	要指導	要精密	要治療	記入なし	計
R2	11,642	551	33	384	1	12,611
R3	11,765	565	34	428	6	12,798
R4	11,165	124	21	400	0	11,710

(ウ) 主な有所見の状況 (延人数) (人)

年度	血圧 最大 140～ 最小 90～	尿蛋白 ＋以上	尿糖 ＋以上	浮腫 ＋以上	血色素 10g/dl 未満	※ B型 肝炎抗体 陽性	※ C型 肝炎抗体 陽性	※ 不規則 抗体陽性	随時 血糖 140mg/dl 以上
R2	133	761	408	154	232	2	0	0	1
R3	81	788	375	215	400	1	1	0	6
R4	56	631	311	220	332	2	0	0	5

※ 妊婦一般健康診査の第1回目に実施

(エ) 子宮がん検診※結果 (人)

年度	陰性 (NILM)	ASC -US	ASC -H	軽度 異形成 (LSIL)	中等度 異形成 (HSIL)	高度 異形成 (HSIL)	上皮内癌 (HSIL)	微小浸潤 扁平上皮 癌疑い (HSIL)	扁平 上皮癌 (SCC)	計
R2	827	9	4	2	3	0	0	0	0	845
R3	897	6	3	5	2	0	0	0	0	913
R4	895	10	3	2	1	0	0	0	0	911

※ 妊婦一般健康診査の第1回目に実施

(オ) 県外医療機関での受診者への助成状況 (再掲)

年度	申請者数(人)	利用回数(延回数)
R2	63	273
R3	64	278
R4	65	326

イ 妊婦精密健康診査

妊婦一般健康診査の結果、精密健康診査が必要と認められた妊婦に対し実施しています。

(ア) 受診結果 (人)

年度	異常なし	要指導	要観察	要治療	計
R2	3	0	2	0	5
R3	10	1	2	2	15
R4	3	0	1	1	5

(イ) 有所見の状況 (延人数) (人)

年度	妊娠高血圧症候群	糖尿病	貧血	心疾患	切迫早産	胎盤機能不全	その他
R2	0	2	0	0	0	0	0
R3	0	5	0	0	0	0	0
R4	0	2	0	0	0	0	0

ウ 産婦健康診査

平成30年10月から全ての産婦に対し産後のメンタルチェックも含めた、産婦健康診査(2週間健診、1か月健診の2回)を実施しています。

(ア) 産婦健康診査受診状況 (人)

年度	健診区分	発行者数	受診者数
R2	2週間健診	1,106	952
	1か月健診	1,106	995
R3	2週間健診	1,122	955
	1か月健診	1,122	1,017
R4	2週間健診	1,008	921
	1か月健診	1,008	978

(イ) 産婦健康診査受診結果

(人)

年度	健診区分	エジンバラ産後うつ質問票		受診結果					
		9点以上	項目10該当	異常なし	要指導	要精密	要治療	要訪問	計
R2	2週間健診	87	22	900	21	0	1	30	952
	1か月健診	52	22	962	9	0	2	22	995
R3	2週間健診	74	13	894	26	0	5	30	955
	1か月健診	43	9	987	15	0	0	15	1,017
R4	2週間健診	78	23	872	15	0	2	32	921
	1か月健診	42	23	956	1	0	1	20	978

エ 妊婦歯科健康診査

歯科口腔保健に関する関心を高め、う歯や歯肉炎等の歯周疾患の予防や早期発見を目的に、妊娠届出を行った妊婦に妊婦歯科健診受診票を交付し、妊娠26週6日までの間に、歯科健康診査を実施し、必要な保健指導を行っています。

受診者の79.4%が要指導・要精検者であり、受診勧奨と歯の健康についての正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

(ア) 受診状況

年度	発行者数(人)	受診者数(人)	受診率(%) [対発行者]
R2	986	452	45.8
R3	926	424	45.8
R4	835	379	45.4

(イ) 受診結果

(人)

年度	受診者数	異常なし	要指導	要精検
R2	452	44	47	361
R3	424	34	52	338
R4	379	78	136	165

(5) パパとママの育児講座 (母子保健法第9条)

妊婦と夫及びその家族に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を普及するとともに、参加者同士の交流を図ることを目的として実施しています。夫婦で子育てするという意識を高めるために、父親も参加しやすいよう日曜日に開催しています。

内容は、保健師による「夫婦で子育てすることの大切さ」についての講義、保健師及び助産師による沐浴実習、参加した夫への「妊婦模擬体験」等です。

年度	講座回数(回)	受講者数(人)
R2	1	39

※令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(6) 妊産婦訪問 (母子保健法第10,17条)

安心して出産・育児ができるように、妊娠届出や妊娠8か月アンケート、妊産婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊産婦に対して訪問指導や電話等による支援を実施しています。また、乳児家庭全戸訪問事業に合わせて産婦の全数訪問を実施しています。

(人)

年度	妊婦訪問		産婦訪問	
	実人数	延人数	実人数	延人数
R2	10	11	1,133	1,177
R3	2	2	1,134	1,175
R4	46	52	1,151	1,234

(7) 産後ケア事業 (母子保健法第10条)

心身共に不安定になりやすい産後の母親の疲労回復の促進やメンタルヘルスの向上を図るため、産婦及び乳児を対象に心身のケアや育児技術指導等を実施しています。産婦や乳児の状況に合わせて各ケアを組み合わせ利用できます。

対象者 (いずれも該当する者)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所のある産婦及び乳児 ショートステイ・デイケア：産後4か月未満 訪問ケア：産後1年未満 (R2年度までは全てのサービス対象者は産後3か月未満) ・家族、親族等から十分な産後の援助が受けられない者 ・産婦が体調不良又は育児に不安がある者
支援内容	母の心身の健康状態の確認、乳房ケア、児の体重測定、沐浴指導、スキンケア、家庭での育児方法の相談、その他必要とする保健指導他

産婦の利用状況

年度	申請者数※ (人)	①ショートステイ		②デイケア		③訪問ケア	
		実人数 (人)	延利用泊数 (泊)	実人数 (人)	延利用回数 (回)	実人数 (人)	延利用回数 (回)
R2	19	3	7	7	13	17	58
R3	33	4	6	8	13	19	62
R4	28	7	13	11	29	18	57

※申請者数は、年度内に申請があった人

3 乳幼児期

(1) 新生児等聴覚検査 (高岡市新生児等聴覚検査費用助成事業実施要綱)

新生児等の聴覚異常を早期に発見し、適切な療育を円滑に実施するため、令和4年度から聴覚検査に要する費用を助成しています。初回検査にてリファーマの方には、3か月児健康診査受診時に保護者へ再検査の結果等を確認しています。

(ア) 支給状況

年度	支給者数 (人)
R4	820

(イ) 検査結果

(人)

年度	初回検査		再検査			要精密検査	
	パス	リファーマ	パス	リファーマ	確認不可(転出等)	パス	リファーマ
R4	809	11	8	1	2	0	1

(2) 乳幼児健康診査 (母子保健法第 12, 13 条)

ア 乳児一般健康診査

異常の早期発見及び生活指導等による健康管理の向上を図ることを目的に、医療機関に委託して乳児期に 2 回の健康診査を行っています。生後 2 か月を迎える月に受診票を郵送にて発行し、6～7 か月頃と 9～10 か月頃の受診を勧めています。

(ア) 受診状況

年度	発行実数	受診者数 (人)	
		1 回目	2 回目
R2	1,008	903	853
R3	1,033	929	837
R4	1,000	929	905

(イ) 受診結果

(上段：人・下段：%)

年度	異常なし	要指導	要観察	要精密	要治療	治療中
R2	1,628 (92.7)	11 (0.6)	94 (5.4)	4 (0.2)	9 (0.5)	10 (0.6)
R3	1,655 (93.7)	6 (0.3)	86 (4.9)	0 (0.0)	9 (0.5)	10 (0.6)
R4	1,687 (92.1)	10 (0.5)	98 (5.3)	5 (0.3)	6 (0.3)	28 (1.5)

(ウ) 有所見の状況 (延人数)

(人)

年度	開排制限	白蓋形成不全	脱臼・亜脱臼	心疾患・心雑音	体重増加不良	皮膚の異常	性器の異常	運動機能の異常	眼の異常	耳の異常	その他
R2	1	0	1	7	36	96	17	20	17	4	24
R3	2	0	0	3	32	96	23	27	21	2	18
R4	0	0	0	13	54	94	20	43	20	4	24

イ 乳児精密健康診査

3か月児健康診査の結果、精密健康診査が必要な乳児に対して受診票を交付し、医療機関での受診を勧めています。

(ア) 受診状況

(上段：人・下段：%)

年度	発行実数	受診実数	異常なし	要指導	要観察	要治療
R2	32	31	18 (58.1)	4 (12.9)	8 (25.8)	1 (3.2)
R3	22	21	12 (57.1)	1 (4.8)	5 (23.8)	3 (14.3)
R4	24	24	16 (66.7)	0 (0.0)	5 (20.8)	3 (12.5)

(イ) 有所見の状況(延人数)

(人)

年度	先天性股脱	臼蓋形成不全	疾患 その他整形外科的	眼の異常	耳の異常	体重増加不良	心疾患・心雑音	運動発達遅滞	皮膚の異常	手足の奇形	その他
R2	4	0	0	2	0	0	0	0	1	0	6
R3	4	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1
R4	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	3

(ウ) 未受診者状況

(人)

年度	未受診者数	未受診の理由			状況不明
		受診票未使用で医療受診	家事都合	健診の必要なしと判断	
R2	1	1	0	0	0
R3	1	0	0	0	1
R4	0	0	0	0	0

ウ 3か月児健康診査

3～4か月児における発育・発達・疾病について異常の早期発見に努めるとともに、保健指導を実施しています。また、保健師が発育・発達に関すること、予防接種の受け方、離乳食について個別指導を行っています。従事者は、小児科医師、整形外科医師、保健師、助産師、看護師等です。

健診を受診した親子に心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動として、「高岡らっこの会」が絵本の読み聞かせをすすめる「ブックスタート事業」を実施しています。

(ア) 受診状況

年度	回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
R2	27	998	980	98.2
R3	26	1,002	983	98.1
R4	28	1,019	1,011	99.2

(イ) 受診結果

(上段：人・下段：%)

年度	異常なし	要観察	要精密	要治療	治療中
R2	794 (81.0)	77 (7.9)	23 (2.3)	26 (2.7)	60 (6.1)
R3	772 (78.5)	95 (9.7)	15 (1.5)	31 (3.2)	70 (7.1)
R4	810 (80.1)	111 (11.0)	15 (1.5)	17 (1.7)	58 (5.7)

(ウ) 有所見の状況(延人数)

(人)

年度	身体的発育状況	精神発達	熱性けいれん	運動機能	神経系・感覚器系	血液系	皮膚	股関節	股関節(開排制限)	斜頸	循環器系	呼吸器系	消化器系	泌尿生殖器系	代謝系	先天性の身体的特徴	その他の異常
R2	24	1	1	48	14	3	102	25	25	2	6	0	9	11	1	3	0
R3	27	0	0	31	17	3	101	16	12	2	11	0	8	10	0	4	0
R4	17	0	0	40	8	3	88	32	26	8	19	3	6	14	1	9	0

(エ) 未受診者状況

更なる受診率の向上を目指し、未受診者に対し、保健師等が家庭訪問又は電話連絡により未受診者理由及び児の発育・発達状況等を確認しています。また、必要な情報提供や助言指導を行っています。

(人)

年度	未受診者数	未受診者の状況								状況不明
		未受診者理由					把握結果			
		家事都合	病気・障がい	健診に無関心	他機関で受診	その他	問題なし	経過観察	その他	
R2	18	0	1	3	12	2	4	10	4	0
R3	19	0	10	2	5	1	8	10	0	1
R4	8	2	5	0	1	0	3	5	0	0

エ 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児における発育・発達・疾病について異常の早期発見に努めるとともに、保健指導を実施しています。従事者は、小児科医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員等です。

(ア) 受診状況

年度	回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
R2	27	925	909	98.3
R3	31	1,071	1,061	99.1
R4	29	978	960	98.2

(イ) 受診結果

(上段：人・下段：%)

	年度	異常なし	要観察	要精密	要治療	治療中
診察所見判定	R2	767 (84.4)	92 (10.1)	11 (1.2)	7 (0.8)	32 (3.5)
	R3	892 (84.1)	101 (9.5)	18 (1.7)	8 (0.7)	42 (4.0)
	R4	780 (81.2)	110 (11.5)	22 (2.3)	6 (0.6)	42 (4.4)
精神面指導区分	R2	675 (74.3)	231 (25.4)	1 (0.1)	0 (0.0)	2 (0.2)
	R3	807 (76.0)	250 (23.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.4)
	R4	654 (68.1)	301 (31.4)	5 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)

(ウ) 有所見の状況(延人数)

(人)

年度	身体的発育状況	精神発達	熱性けいれん	運動機能	視覚	聴覚	血液系	皮膚	循環器系	呼吸器系	消化器系	泌尿生殖器系	先天性の身体的特徴	生活習慣上の問題	情緒行動上の問題	その他の異常
R2	23	59	11	10	6	0	2	49	4	3	6	15	4	0	3	7
R3	31	55	6	13	5	1	1	47	7	4	6	18	2	0	0	6
R4	37	38	3	9	3	0	1	38	4	5	6	16	2	0	0	8

(エ) 歯科健康診査結果

(上段：人・下段：%)

年度	一人あたりの生歯数 (本)	むし歯の有無		むし歯の型別人数 ※					むし歯罹患率 (%)	一人あたりのむし歯数 (本)	軟組織の異常者数	咬合異常あり	その他の異常有り
		無し	有り	01	02	A	B	C					
R2	15.1	904 (99.4)	5	477	427	4	1	0	0.6	0.01	36	56	48
R3	14.7	1,057 (99.6)	4	462	595	4	0	0	0.4	0.02	37	69	62
R4	14.5	958 (99.8)	2	484	474	2	0	0	0.2	0.01	50	62	47

※01—う蝕がなく、歯がきれい

02—う蝕がないが、歯が汚い、現在母乳、現在哺乳瓶使用、要観察歯がある、または間食回数が3回以上

A—「上顎前歯部のみ」または「臼歯部のみ」にう蝕

B—「上顎前歯部及び臼歯部」にう蝕

C—「下顎前歯部のみ」または「下顎前歯部及びその他の部位」にう蝕

(オ) 未受診者状況

更なる受診率の向上を目指し、未受診者に対し、家庭訪問又は電話連絡により未受診者理由及び児の発育・発達状況等を確認しています。また、必要な情報提供や助言指導を行っています。

(人)

年度	未受診者数	未受診者の状況								状況不明
		未受診者理由					把握結果			
		家事都合	病気・障がい	健診に無関心	他機関で受診	その他	問題なし	経過観察	その他	
R2	16	4	1	3	0	8	6	5	5	0
R3	10	2	2	0	1	4	3	2	4	1
R4	18	1	3	1	4	4	2	11	0	5

オ 1歳6か月児精密健康診査

健康診査の結果、精密健康診査が必要な児に対して受診票を交付し、医療機関での受診を勧めています。

(ア) 受診状況

(上段：人・下段：%)

年度	対象者数※ (人)	受診者数 (人)	異常なし	要観察	要治療
R2	12	10	3 (30.0)	6 (60.0)	1 (10.0)
R3	18	18	6 (33.3)	9 (50.0)	3 (16.7)
R4	23	21	9 (42.9)	8 (38.1)	4 (19.0)

※対象者数は1歳6か月児精密健康診査受診票発行枚数を計上

(イ) 有所見の状況 (延人数)

(人)

年度	内科的	皮膚科的	眼科的	外科的	耳鼻科的	泌尿器科的	整形外科的	精神言語	その他
R2	0	2	2	1	0	4	2	1	0
R3	2	0	2	0	0	4	4	0	0
R4	4	1	0	0	1	2	2	3	0

(ウ) 未受診者状況

(人)

年度	未受診者数	未受診者理由			状況不明
		健診票未使用で医療受診	家事都合	健診の必要なしと判断	
R2	2	0	2	0	0
R3	0	0	0	0	0
R4	2	0	2	0	0

カ 3歳児健康診査

3歳6か月児における発育・発達・疾病について異常の早期発見に努めるとともに、保健指導を実施しています。従事者は、小児科医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員等です。

(ア) 受診状況

年度	回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
R2	28	1,059	1,038	98.0
R3	36	1,262	1,240	98.3
R4	30	1,019	999	98.0

(イ) 受診結果

(上段：人・下段：%)

	年度	異常なし	要観察	要精密	要治療	治療中
診察所見判定	R2	823 (79.2)	87 (8.4)	61 (5.9)	5 (0.5)	62 (6.0)
	R3	926 (74.7)	63 (5.1)	150 (12.1)	4 (0.3)	97 (7.8)
	R4	704 (70.5)	59 (5.9)	117 (11.7)	8 (0.8)	111 (11.1)
精神面指導区分	R2	885 (85.2)	115 (11.1)	6 (0.6)	2 (0.2)	30 (2.9)
	R3	1,047 (84.4)	132 (10.7)	9 (0.7)	1 (0.1)	51 (4.1)
	R4	844 (84.5)	100 (10.0)	12 (1.2)	0 (0.0)	43 (4.3)

(ウ) 有所見の状況(延人数)

(人)

年度	身体的発育状況	精神発達	熱性けいれん	運動機能	神経系・感覚器系	血液系	皮膚	循環器系	呼吸器系	消化器系	泌尿生殖器系	先天性の身体的特徴	生活習慣上の問題	情緒行動上の問題	その他の異常
R2	57	39	29	5	71	0	59	9	9	5	19	2	0	4	7
R3	48	70	22	8	79	1	43	11	5	3	27	3	0	0	9
R4	62	77	13	5	115	1	40	13	9	7	22	5	0	0	6

(エ) 歯科健康診査結果

(上段：人・下段：%)

年度	むし歯の有無		むし歯の型別人数					むし歯罹患率 (%)	むし歯数(本) 一人当りの	軟組織の異常	不正咬合	その他の異常
	無し	有り	O	A	B	C						
						C1	C2					
R2	903 (87.0)	135	903	102	29	1	3	13.0	0.4	18	161	103
R3	1,125 (90.7)	115	1,125	94	17	1	3	9.3	0.3	16	219	56
R4	912 (91.3)	87	912	60	23	1	3	8.7	0.3	35	208	81

※ O - う蝕がない

A - 「上顎前歯部のみ」または「臼歯部のみ」にう蝕

B - 「上顎前歯部及び臼歯部」にう蝕

C1 - 「下顎前歯部のみ」にう蝕

C2 - 「下顎前歯部を含む他の部位」にう蝕

(オ) 未受診者状況

更なる受診率の向上を目指し、未受診者に対して、家庭訪問又は電話連絡により未受診理由及び児の発育・発達状況等を確認しています。また、必要な情報提供や助言指導を行っています。

(人)

年度	未受診者数	未受診者の状況								
		未受診者理由					把握結果			
		家事都合	病気・障がい	健診に無関心	他機関で受診	その他	問題なし	経過観察	その他	状況不明
R2	21	5	3	5	0	8	16	4	1	0
R3	22	2	5	5	1	9	15	7	0	0
R4	20	3	7	8	0	2	9	11	0	0

キ 3歳児精密健康診査

健康診査の結果、精密健康診査が必要な児に対して受診票を交付し、医療機関での受診を勧めています。

(ア) 受診状況および受診結果

(上段：人・下段：%)

年度	対象者数* (人)	受診者数 (人)	異常なし	要観察	要治療
R2	69	52	23 (44.2)	21 (40.4)	8 (15.4)
R3	173	154	40 (26.0)	88 (57.1)	26 (16.9)
R4	147	120	25 (20.8)	61 (50.9)	34 (28.3)

※対象者数は3歳児精密健康診査受診票発行枚数を計上

(イ) 有所見の状況 (延人数)

(人)

年度	身体的 発育状況	精神 発達	熱性 けいれん	運動 機能	神経系・ 感覚器系	血液系	皮膚	循環 器系	呼吸 器系	消化 器系	泌尿 生殖器系	先天性 の身体的 特徴	生活 習慣上 の問題	情緒 行動上 の問題	その 他の 異常
R2	8	1	0	1	15	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
R3	12	5	0	0	95	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
R4	10	5	0	0	78	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0

※診察所見は異常なしを除いた延人数を計上

(ウ) 未受診者状況

(人)

年度	未受診者 数	未受診者理由			状況 不明
		受診票未使用 で医療受診	家事都合	健診の必要な しと判断	
R2	17	2	6	1	8
R3	19	2	0	0	17
R4	27	4	1	5	17

(3) 幼児保健相談 (母子保健法第10条)

1歳6か月児健診および3歳児健診等の精神発達の事後フォローとして「3歳未満児及び未就園児対象」「3歳以上の在園児」に分けて相談を実施しています。相談会では、専門機関等と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育に努め、また、保護者に寄り添った家庭全体の支援を行っています。

ア 3歳未満児及び未就園児

児の発育発達の観察と診断、遊びや関わり方の指導、個別相談、集団指導を実施しています。従事者は、小児神経科医師、保健師、心理相談員、保育士です。相談の初回参加年齢は2歳まで82.0%を占め、相談の結果、専門機関へ紹介する児は37.7%です。

(ア) 相談状況

(人)

年度	回数	実人数	延人数	初回参加年齢				参加したきっかけ			
				1歳	2歳	3歳	4歳	1歳6か月児 健診事後訪問等	3歳児健診事後 訪問等	保護者の 申込	その他
R2	13回	72	114	25	40	7	0	44	0	28	0
R3	11回	68	85	20	44	4	0	35	0	27	6
R4	11回	61	89	7	43	10	1	19	0	33	9

(イ) 相談結果

(人)

年度	結果・事後				
	助言・終了	継続	経過観察	専門機関紹介	治療中
R2	14	28	12	16	2
R3	9	28	20	11	0
R4	11	16	11	23	0

イ 3歳以上の在園児

相談前に保健師が園に訪問し、児の集団での指示理解や他児・担任との関係等の社会性について確認をしています。家庭での状況と園での状況を踏まえ、児の今後の支援について心理相談員や保健師による助言を行うとともに、必要に応じて専門機関への紹介を行っています。相談後は園との連携を取り、児の発達支援を行っています。

(ア) 相談状況

(人)

年度	回数	実人数	延人数	初回参加年齢				参加したきっかけ		
				2歳	3歳	4歳	5歳以上	事後訪問等 3歳児健診	保護者の申 込	その他
R2	7回	32	32	1	13	13	5	15	17	0
R3	6回	30	31	0	11	12	7	9	21	0
R4	7回	34	35	0	14	16	4	11	22	1

(イ) 相談結果

(人)

年度	結果・事後				
	助言・終了	継続	経過観察	専門機関紹介	治療中
R2	8	0	14	9	1
R3	6	0	7	16	1
R4	6	0	12	16	0

(4) 乳幼児健康相談・健康教育 (母子保健法第9,10条)

育児不安への対応や適切な育児方法の助言、必要な情報提供等きめ細やかな育児支援を目的に、各種健康相談や健康教育を実施しています。

会場は、保健センターや子育て支援センター、保育園等です。

	対象	内容	年度	回数(回)	人数(人)
総合健康相談	乳幼児	育児や健康についての相談	R2	483	310
			R3	242	252
			R4	243	347
巡回健康 相談・教室	乳幼児等	保育園や地区公民館、子育て支援センター等の依頼により実施	R2	87	441
			R3	86	391
			R4	116	586
はじめての 離乳食教室	5~6か月児	身体計測、離乳食の話、個別相談	R2	8	99
			R3	11	138
			R4	12	152
電話相談	妊産婦 乳幼児	育児や健康についての相談	R2	—	122
			R3	—	86
			R4	—	68

(5) フッ素塗布事業 (母子保健法第9,12条)

1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳児・3歳6か月児を対象に、幼児一人につき計5回フッ素塗布の機会を設け、むし歯予防に努めています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、高岡市保健センター(集団)でのフッ素塗布を中止し、医療機関での個別実施としました。

ア 医療機関での実施状況

年度	対象月齢	塗布者数 (人)	塗布率 (%)
R2	1歳6か月児	222	43.6
	2歳児	171	35.0
	2歳6か月児	193	34.5
	3歳児	143	25.3
	3歳6か月児	182	27.8

イ 高岡市保健センターでの実施状況

年度	フッ素 塗布者数	内 訳						
		1歳6か月児		2歳児 2歳6か月児 3歳児		3歳6か月児		
		健診併設		むし歯予防 フッ素塗布教室		健診併設		
		塗布者数 (人)	塗布率 (%)	塗布者数 (人)	塗布率 (%)	塗布者数 (人)	塗布率 (%)	
R3	1,895	862	80.5	(2歳児)	94	9.6	820	64.8
				(2歳6か月)	71	7.1		
				(3歳児)	48	4.7		
R4	1,660	830	84.9	(2歳児)	92	9.2	603	59.2
				(2歳6か月)	79	7.8		
				(3歳児)	56	5.8		

(6) 乳幼児訪問 (母子保健法第10,11,17,19条、児童福祉法第6,21条、社会福祉法

第2条、子ども・子育て支援法第59条)

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について(令和2年4月10日付厚

生労働省子ども家庭局家庭福祉課、厚生労働省子ども家庭局母子保健課)」に基づき、電話等による相談支援も導入しました。

新生児訪問 新生児期における異常、疾病等の発生予防及び早期発見に努め、発育、栄養、生活環境等、子育てに関する助言を行うことにより新生児の健康の保持増進を図ることを目的に実施しています。

未熟児訪問 医療機関等と連携し、未熟児の状況に応じた発育発達の確認と、養育者の思いに寄り添った支援を行うことを目的に、早産児や低出生体重児、医療的ケア児などの未熟児とその保護者に対し、未熟児の症状や家庭環境に応じて適切な養育指導を実施しています。

乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問(市内)・未熟児訪問(市内)・こんには赤ちゃん訪問(市内))
子育ての孤立を防ぐために、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育つことができるように、保健師が生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問しています。

養育支援訪問 養育支援が特に必要な家庭に対し、継続的に家庭訪問や電話による相談支援を実施し、養育に関する助言等を行っています。従事者の研修会や養育支援ケース検討会議を開催し、関係機関との連携を図っています。

乳児訪問・幼児訪問 乳幼児健康診査の結果、支援の必要な親子や乳幼児健康診査未受診者に対して保健師等が家庭訪問を実施しています。

ア 新生児訪問・乳児訪問・こんには赤ちゃん訪問

年度	新生児(人)				乳児(人)				【再掲】乳児家庭全戸訪問 ^{※2} ※左表の新生児(市内)、乳児(こ んには赤ちゃん訪問)、表エ未熟 児訪問(市内)の合計			
	市内		市外		こんには 赤ちゃん 訪問		その他 ^{※1}		訪問 家庭 実件数	訪問 家庭 延件数	対象 家庭 件数	実施率 (%)
R2	294	304	116	116	579	585	24	54	993	1,017	995	99.8
R3	348	367	124	131	519	521	12	27	991	1,014	1,024	96.8
R4	333	353	123	125	522	528	122	174	975	1,007	983	99.2

※1 その他は、3か月児健診事後訪問、養育支援訪問等

※2 再掲の令和2年度の乳児家庭全戸訪問事業の実件数は、双胎7組を引く
再掲の令和3年度の乳児家庭全戸訪問事業の実件数は、双胎8組を引く
再掲の令和4年度の乳児家庭全戸訪問事業の実件数は、双胎12組を引く

イ 幼児訪問

(人)

年度	1歳6か月児 健診事後訪問		3歳児健診 事後訪問		その他		計	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
R2	168	186	65	70	35	62	268	318
R3	177	190	65	65	30	50	272	305
R4	298	324	134	142	60	114	492	580

※その他は、養育支援訪問、予防接種勧奨訪問等

ウ 養育支援訪問（再掲）

(人)

年度	乳児		幼児		妊婦		計	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
R2	7	15	12	28	5	20	24	63
R3	3	14	11	26	0	0	14	40
R4	14	41	23	58	2	7	39	106

エ 未熟児訪問

(人)

年度	市内		市外		計	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
R2	127	135	16	16	143	151
R3	132	134	12	12	144	146
R4	132	138	34	35	166	173

<参考>

乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦訪問 (市内)	新生児訪問 (市内)	未熟児訪問 (市内)	こんにちは赤ちゃん 訪問 (市内)	乳幼児訪問 (健診事後)
妊産婦訪問 (市外)	新生児訪問 (市外)	未熟児訪問 (市外)		

(7) 母子保健推進員活動事業

(母子保健法第9条、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱)

平成28年度から、市の委託事業として、妊娠・出産包括支援事業(産前・産後サポート事業)のパートナー型「7か月児訪問連絡活動」、参加型・地域サポート型「赤ちゃんにこにこ教室」を実施しています。

パートナー型「7か月児訪問連絡活動」では、行政の母子保健サービスをはじめとする子育てに役立つ情報提供(健康診査・予防接種・むし歯予防・健康的な生活習慣づくり等)や、各種制度等の周知啓発を行っています。また、参加型・地域サポート型「赤ちゃんにこにこ教室」では、乳児の母親等が気軽に身近な地域で集う場を設け、育児不安の軽減を図り、親子のふれあいや乳幼児の事故予防と応急手当について普及啓発を行い、育児支援をしています。

ア 活動状況

年度	訪問連絡活動	赤ちゃんにこにこ教室	
	訪問件数(件)	開催回数(回)	参加組数(組)
R2	990	42	205
R3	972	46	253
R4	1,013	59	369

イ 新任母子保健推進員研修会の開催

委嘱開始年度に新任者に対し、「高岡市の母子保健事業」や「子どもの心とからだの発達」、「母子保健推進員の活動」についての研修会を開催しています。

年度	参加者数
R2	25人
R4	19人

(8) 母乳育児をすすめる会への支援

母乳育児をすすめる会は、母乳の重要性を広く一般に認識してもらい、母乳育児を通じて、母親であるという喜びと誇りをもっていただくことを目的に、昭和53年6月に設立され、市内の小児科医会、産婦人科医会、助産師会、各医療機関及び行政機関の関係者等で構成されています。会では、母乳育児の普及啓発と子育て支援のための活動を推進しています。市は、会の役員(副会長、理事、書記)を担い、活動を積極的に支援しています。

ア 母乳育児啓発活動

(ア) 母乳育児をすすめる会の機関紙「たらちね」、ガーゼハンカチ及びマタニティキーホルダー(令和3年度まではマタニティステッカー)を母子健康手帳の交

付時に配付し、母乳の大切さ等母乳育児の啓発を図っています。

年度	内 容	啓発件数
R2	機関紙「たらちね」42号ほか配布	1,050件
R3	機関紙「たらちね」43号ほか配布	1,118件
R4	機関紙「たらちね」44号ほか配布	1,003件

(イ) 会では、母乳でお子さんを育てられた母親に対して母乳育児をたたえる表彰・親子の写真撮影を行っています。また、併せて小児科医による育児講座を実施し、夫婦で子育てを楽しむことの大切さを伝える機会としています。

活 動 内 容	R3	R4
<ul style="list-style-type: none"> ・母乳育児をたたえる表彰 ・パパとママのミニ育児講座 ・親子の写真撮影 	13 組	13 組

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

イ 研修会

母乳の重要性を伝えるために会員対象に毎年研修会を開催しています。

実施日	内 容
11月25日	<p>【講演】「母乳育児について少し考えてみましょう」 講師：富山県済生会高岡病院 産婦人科部長 吉本 英生 先生 参加者数 24人</p>

ウ 富山県母乳育児推進連絡協議会活動への協力

富山県母乳育児推進連絡協議会は、母乳育児を広く啓発普及すること等を目的に、県内の母乳育児推進団体、医療・保健・その他の団体、厚生センター(支所)・保健所及び市町村等の関係者で組織されています。会の理事、幹事として会合へ出席し、事業の企画等に関することを協議しています。また、会で作成された機関紙「mamma」や母乳相談パンフレットを母子健康手帳交付時に配付し、母乳育児の啓発、普及活動を行っています。

年度	理事会・幹事会への出席回数	協議会機関紙「mamma」の配付	母乳相談パンフレットの配付
R2	-	第31号 1,050部	1,050部
R3	-	第32号 1,118部	1,118部
R4	2回	第33号 1,003部	1,003部

※令和2年度、3年度の理事会・幹事会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

< 参考資料 >

高岡市の乳児栄養方法の調査結果

(上段：人・下段：%)

年度	1 か月児				3 か月児			
	母 乳	混 合	人 工	計	母 乳	混 合	人 工	計
R2	525 (58.7)	344 (38.5)	25 (2.8)	894 (100.0)	608 (61.9)	266 (27.1)	108 (11.0)	982 (100.0)
R3	517 (52.8)	417 (42.6)	45 (4.6)	979 (100.0)	561 (57.1)	255 (26.0)	166 (16.9)	982 (100.0)
R4	504 (50.0)	462 (45.9)	41 (4.1)	1,007 (100.0)	566 (56.0)	286 (28.3)	159 (15.7)	1,011 (100.0)

※3 か月児健康診査時における問診内容より

第3章 生涯を通じて健康な生活を送るために

若い世代からの健康づくりと、がん・心臓病・脳卒中等の生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を目的に健康診査・検診を行っています。受診の結果、必要な人に対して、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を図っています。

1 健康診査

(1) がん検診（健康増進法第19条の2、がん対策基本法）

がんを早期に発見して治療することで、がんによる死亡を減少させることを目的にがん検診を実施しています。土・日曜総合検診を行い働く世代の方にも受けやすい環境を整えています。また、節目年齢に加えて平成27年度からは、子宮がん及び乳がん検診に重点年齢を追加し、受診料金の軽減を図り、受診率の向上に努めています。

精密検査の未受診者に対しては、保健師などが訪問や電話など受診勧奨を行っています。

（対象者）職場等で検診を受ける機会のない人

（検診方式）集団がん検診（検診車が各地区の施設等を巡回して実施する方式）

医療機関がん検診（指定医療機関等で実施する方式）

ア 胃がん検診（40歳以上の偶数年齢の人）

・・・問診・胃部X線検査又は胃内視鏡検査の選択

(ア) 受診状況

(人)

年度	対象者数	受診者数	2年連続 受診者数	検診方式別			受診率 (%)	受診結果		
				集団検診	医療機関	内視鏡検査		異常 なし	要観察	要精検
R2	33,468	4,160	184	909	3,251	2,989	27.9	1,268	2,321	571
R3	31,742	4,682	153	1,046	3,636	3,390	27.4	1,325	2,779	578
R4	31,002	4,774	189	1,064	3,710	3,518	29.9	1,306	2,873	595

※受診率は、2年間の受診率で算出。2年間の受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100

例) 令和4年度＝（4,682＋4,774－189）/31,002≒29.9

(イ) 精密検査受診状況

(人)

年度	要精検者	受診者数	受診率(%)	発見がん	発見率(%)
R2	571	547	95.8	26	0.63
R3	578	552	95.5	25	0.53
R4	595	553	92.9	24	0.50

※令和2年度、令和3年度は確定数。令和4年度は概数

イ 大腸がん検診（40歳以上）・・・問診・便潜血反応検査（2日法）

（ア）受診状況 (人)

年度	対象者数	受診者数	検診方式別		受診率 (%)	受診結果	
			集団検診	医療機関		異常なし	要精検
R2	33,364	9,853	1,878	7,975	29.5	9,040	813
R3	31,590	10,411	2,065	8,346	33.0	9,590	821
R4	30,983	10,355	2,108	8,247	33.4	9,571	784

（イ）精密検査受診状況 (人)

年度	要精検者	受診者数	受診率(%)	発見がん	発見率(%)
R2	813	689	84.7	40	0.41
R3	821	694	84.5	34	0.33
R4	784	625	79.7	25	0.24

※令和2年度、令和3年度は確定数。令和4年度は概数

ウ 肺がん検診（40歳以上）・・・問診・胸部X線検査・喀痰細胞診

（ア）受診状況 (人)

年度	種別	対象者数	受診者数	検診方式別		受診率 (%)	受診結果	
				集団検診	医療機関		異常なし	要精検
R2	X線	35,102	10,737	1,833	8,904	30.6	10,285	452
	喀痰		114	9	105	—	113	1
R3	X線	31,910	10,663	1,943	8,720	33.4	10,228	435
	喀痰		92	3	89	—	92	0
R4	X線	31,316	10,838	2,127	8,711	34.6	10,446	392
	喀痰		91	10	81	—	91	0

（イ）精密検査受診状況 (人)

年度	要精検者	受診者数	受診率(%)	発見がん	発見率(%)
R2	452	406	89.8	11	0.10
R3	435	396	91.0	13	0.12
R4	392	355	90.6	13	0.12

※令和2年度、令和3年度は確定数。令和4年度は概数

エ 前立腺がん検診（60歳の男性）・・・前立腺特異抗原(PSA)検査(血液検査)

(ア) 受診状況 (人)

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果	
				異常なし	要精検
R2	269	60	22.3	57	3
R3	230	95	41.3	89	6
R4	273	70	25.6	68	2

(イ) 精密検査受診状況 (人)

年度	要精検者	受診者数	受診率(%)	発見がん	発見率(%)
R2	3	3	100.0	0	0.0
R3	6	6	100.0	2	2.1
R4	2	1	50.0	0	0.0

※令和2年度、令和3年度は確定数。令和4年度は概数

オ 乳がん検診（40歳以上の偶数年齢の女性）

・・・問診・乳房の視触診及びマンモグラフィ検査

(ア) 受診状況 (人)

年度	対象者数	受診者数	2年連続 受診者数	検診方式別		受診率 (%)	受診結果	
				集団検診	医療機関		精検不要	要精検
R2	20,607	2,703	38	900	1,803	28.6	2,558	145
R3	19,345	3,036	40	907	2,129	29.5	2,892	144
R4	18,527	3,177	82	1,026	2,151	33.1	3,013	164

※受診率は、2年間の受診率で算出。2年間の受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100
例）令和4年度＝（3,036＋3,177－82）／18,527≒33.1

(イ) 精密検査受診状況 (人)

年度	要精検者	受診者数	受診率(%)	発見がん	発見率(%)
R2	145	143	98.6	12	0.44
R3	144	142	98.6	16	0.53
R4	164	151	92.1	15	0.47

※令和2年度、令和3年度は確定数。令和4年度は概数

カ 子宮がん検診(20歳以上の偶数年齢の女性)・・・問診・視診・内診・細胞診

(ア) 受診状況

(人)

年度	対象者数	受診者数	2年連続 受診者数	検診方式別		※1 受診率 (%)	受診結果		
				集団検診	医療機関		異常 なし	要観察 要治療等	要精検
R2	30,635	3,921	41	659	3,262 ^{※2}	27.6	3,378	503	40
R3	29,299	4,282	39	694	3,588 ^{※3}	27.9	3,678	570	34
R4	28,163	4,289	74	772	3,517 ^{※4}	30.2	3,709	549	31

※1 受診率は、2年間の受診率で算出。2年間の受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数（対象者は年1回行うがん検診と同様）」×100

例) 令和4年度＝（4,282＋4,289－74）／28,163≒30.2

※2 施設検診の中には妊婦一般健康診査にて受診した828人を含む

※3 " 910人を含む

※4 " 904人を含む

(イ) 精密検査受診状況

(人)

年度	要精検者	受診者数	受診率(%)	発見がん	発見率(%)
R2	40	39	97.5	2	0.05
R3	34	34	100	7	0.16
R4	31	30	96.8	0	0

※令和2年度、令和3年度は確定数。令和4年度は概数

キ がん検診受診率向上対策重点地区事業

がん予防の普及啓発活動の強化と関係団体(地域健康づくり推進懇話会等)との協働により、がん検診の受診率向上を図るとともに、効果的ながん対策の取り組み方法について検討するため4地区(戸出・能町・立野・牧野地区)を重点地区に選定し、積極的にがん検診の受診勧奨や普及啓発に努めました。

地区	内容
戸出地区	がん予防講演会の開催、保育園や幼稚園での周知啓発等
能町地区	自治会への周知啓発、推進員によるがん検診受診に向けた周知啓発、老人クラブや赤ちゃんにここ教室での周知啓発、公民館まつりや歩こう会での周知啓発等
立野地区	がん検診啓発ポスターの掲示、自治会への周知啓発、公民館まつりや歩こう会での周知啓発等
牧野地区	がん予防講演会の開催、健康づくり講座での周知啓発、公民館まつりや歩こう会での周知啓発、保育園や幼稚園での周知啓発等

ク がん検診の未受診者対策

(ア) 節目年齢(40・45・50・55・60・65歳)の大腸がん検診未受診者へ受診勧奨はがきの送付

(イ) 子宮がん検診の節目・重点年齢(24・26・30・34・36歳)、乳がん検診の重点年齢

- (44・46 歳)のがん検診未受診者へ受診勧奨はがきの送付
- (ウ)41・46・51・56 歳の肺がん・大腸がん検診未受診者へ受診勧奨案内やパンフレットの送付
- (エ)52・62 歳の胃がん検診未受診者へ電話による受診勧奨
- (オ)がん検診精密検査未受診者へ状況調査票の送付や電話による受診勧奨

(2) 結核健康診断 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53 条の 2, 3 項)

65 歳以上の市民を対象に、肺がん(結核)検診車が各地区施設等を巡回する肺がん検診に併設して行う集団検診方式と、医療機関で受ける医療機関検診方式により、胸部 X 線検査を実施しています。検診の結果、必要な人には、家庭訪問等により精密検査の受診を勧めています。

受診状況 (人)

年度	対象者	受診者	受診率 (%)	受診結果		精密検査受診者	精密検査受診率 (%)	肺結核
				異常なし	要精検			
R2	22,063	8,461	38.3	8,064	397	359	90.4	0
R3	21,183	8,420	39.7	8,020	400	366	91.5	0
R4	20,955	8,639	41.2	8,283	356	322	90.4	0

※令和 2 年度、令和 3 年度は確定数。令和 4 年度は概数

(3) 肝炎ウイルス検診 (健康増進法第 19 条の 2 肝炎対策基本法)

40 歳、60 歳の節目年齢を対象に、自覚症状がないことが多い肝炎感染者を早期に発見し、適切な時期に治療を受けることで、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病の進行を遅延させることを目的としています。肝炎ウイルス検診の結果、陽性者に対して、精密検査の受診勧奨を実施しています。また「富山県肝炎ウイルス持続感染者対応マニュアル(Vol.6)」に沿って、平成 29 年度よりウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の同意が得られた人には、年 1 回程度治療状況の確認等、フォローアップを実施しています。

ア B 型肝炎ウイルス検診

受診状況 (人)

年度	種別	対象者数	受診者数	受診率 (%)	陽性	
R2	節目検診	40 歳	761	182	23.9	0
		60 歳	1,750	461	26.3	3
R3	節目検診	40 歳	579	120	20.7	0
		60 歳	1,769	474	26.8	3
R4	節目検診	40 歳	562	100	17.8	1
		60 歳	1,757	467	26.6	2

イ C型肝炎ウイルス検診

受診状況

(人)

年度	種別		対象者数	受診者数	受診率(%)	感染の可能性が極めて高い者
R2	節目検診	40歳	761	182	23.9	0
		60歳	1,750	460	26.3	0
R3	節目検診	40歳	579	120	20.7	0
		60歳	1,769	474	26.8	0
R4	節目検診	40歳	562	99	17.6	0
		60歳	1,757	468	26.6	0

ウ 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ

年度	対象者数(人)	実施者数(人)
R2	19	17
R3	20	19
R4	23	20

(4) 歯周病検診(健康増進法19条の2)

高齢期に自分の歯を十分に保持し、食べる楽しみを享受して豊かな人生を送ることができるよう、歯の喪失を予防することを目的に歯周病検診を実施しています。

受診者数の増加を図るため、広報活動をはじめ健康づくり推進員等へリーフレットを配布して、歯周病検診の周知に努めています。

ア 受診状況

(対象は40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳)

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
R2	4,306	109	2.5
R3	3,890	114	2.9
R4	3,573	131	3.7

イ 受診結果

(人)

年度	異常なし	要指導	要精検・要治療
R2	17	42	50
R3	16	41	57
R4	9	42	80

(5) 医療保険未加入者の健康診査（健康増進法第19条の2）

特定健康診査の対象とならない住民に対して健康診査を受診する機会を設け、疾患疑いのある者及び危険因子を持つ者を早期に発見するとともに、必要な保健指導を実施し、対象者自らが生活習慣を見直すきっかけづくりをすることにより、糖尿病等の生活習慣病を予防します。

（対象者）40歳以上の生活保護受給者等の医療保険未加入者

ア 受診状況

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
R2	158	34	21.5
R3	170	30	17.6
R4	214	33	15.4

イ 年代別受診状況

（人）

年度	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
R2	4	7	2	5	8	8
R3	3	8	5	2	3	9
R4	7	8	4	3	5	6

ウ 受診結果

（人）

年度	異常なし	要観察	要精査	要医療	治療中
R2	2	8	2	10	12
R3	5	7	2	3	13
R4	4	12	3	2	12

エ 保健指導

（人）

年度	支援区分	対象者	初回面接実施者	継続支援中	最終評価実施者	中断者
R2	積極的支援	4	2	0	2	0
	動機付け支援	7	3	0	3	0
R3	積極的支援	4	1	0	1	0
	動機付け支援	0	—	—	—	—
R4	積極的支援	4	1	0	1	0
	動機付け支援	3	3	0	3	0

2 健康手帳の交付（健康増進法第 17 条 1 項）

40 歳以上の人に対し、特定健診・保健指導等の記録、がん検診等の各種検診の結果、その他の健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てるため、健康手帳の利用を促しています。

平成 30 年度より手帳の交付は原則として対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロードによるものとなりました。

3 健康相談（健康増進法第 17 条 1 項）

生活習慣病の予防及び健康の保持増進を図るため、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導を実施しています。

(1) 総合健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、総合的な指導・助言を保健センターや地区公民館等で実施しています。

ア 健康相談

年度	開催回数(回)	参加延人数(人)
R2	277	186
R3	274	273
R4	291	371

イ 電話相談

年度	件数(件)
R2	188
R3	119
R4	263

(2) 重点健康相談

高血圧、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病等、日常生活に助言が必要な人を対象に、医師、保健師、管理栄養士等が、個人に適した健康管理方法に関する保健指導を実施しています。

年度	開催回数(回)	参加延人数(人)
R2	23	70
R3	16	61
R4	18	52

(3) 心の健康相談

保健センターにおいて、こころと身体の変調を感じている人の相談に応じています。保健師による相談は随時、公認心理師による相談は年 6 回実施しています。相談内容については、心身の健康の他、家庭や勤務、経済、生活に関する悩みなどがあります。

ア 対応者別相談件数

(人)

年度	公認心理師による相談		保健師による相談			
	実人数	延人数	面接相談		電話相談	
			実人数	延人数	実人数	延人数
R2	7	7	4	18	22	86
R3	5	6	12	16	15	21
R4	9	9	17	19	41	128

イ 被相談者別相談者数

(人)

年度	本人からの相談		本人以外(家族等)からの相談	
	実人数	延人数	実人数	延人数
R2	29	104	4	7
R3	23	32	9	11
R4	19	20	10	11

4 健康教育 (健康増進法第 17 条の 1)

生活習慣病の予防や健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は、自分でつくり、守る」という認識と自覚を高め、市民一人ひとりの健康増進に役立てることを目的に、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・栄養士・運動講師等による健康教室、講演会等を実施しています。

また、地域住民、市民団体、企業、学校等の要望により、「健康づくり出前講座」を実施するほか、健康づくりボランティア団体や学校等が実施する地域での健康づくり活動に健康機器や教材等の貸出しを行い、広く普及・啓発を行っています。

(1) 健康教育実施状況

年度	実施回数(回)	参加延人数(人)
R2	181	5,210
R3	209	5,810
R4	375	16,531

主なテーマ別実施状況

テーマ	令和4年度	
	実施回数(回)	参加延人数(人)
健康増進	14	402
運動普及	9	825
食生活改善	8	909
がん予防	39	2,445
歯と口の健康	2	26
心の健康	4	65
薬の正しい飲み方、感染症予防	4	155
高齢者の健康管理(介護予防)	5	86

(2) 市民講座、健康づくり推進員等ボランティアを対象とした研修会など

市民やボランティアの人を対象に、市の健康課題を踏まえた講座や研修会を実施しています。

講座名	内容	令和4年度	
		実施回数(回)	参加延人数(人)
働く男性の運動教室	1クール:4回 2クール:4回 講義及び運動実技	8	59
市民健康フォーラム	健康づくり功労者表彰のみ実施 特別講演は中止	—	—
糖尿病予防教室	糖尿病についての講義、栄養講義、グループワーク、運動と食事のカロリー換算	4	31
高岡市ゲートキーパー養成講座	自殺ハイリスク層である高齢者の支援者として、民生委員・児童委員を対象に実施した。 講義「相談場面での上手な声のかけ方、話の聴き方」	1	61

(3) 呉西圏域ポイントサービス事業実施状況

平成 30 年 10 月から呉西圏域6市が共同し、健康への関心が薄い人も含めた多数の市民が楽しみながら健康づくりに取り組むきっかけをつくることを目的として、健康ポイントサービス事業を開始しました。令和3年度から呉西6市の代表的なウォーキングコースを歩くミッションとし、達成した方に呉西6市の特産品を抽選でプレゼントしています。圏域住民の交流の増加を期待するとともに、各種まちづくり活動に対する市民意識を促しています。

令和4年度	
各健康ウォーキングミッション（6市）の応募者数	1,192人
健康ポータルサイトアクセス数(延人数)	5,914人

5 訪問指導（健康増進法第17条1項）

健康に関する問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行い、生活習慣病予防及び健康の保持増進を図ることを目的として実施しています。平成 30 年度からは、保険年金課と連携し、「高岡市第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」(計画期間:平成 30(2018)年度からの6年間)に基づき、特定健康診査の結果をもとに対象者を選定して、生活習慣病や糖尿病性腎症の重症化予防を目的とした訪問による保健指導及び医療機関への受診勧奨に取り組んでいます。また、国民健康保険生活習慣病予防健康診査の事後指導も平成 30 年度より実施しています。

- (対象者) 市内に居住を有する者で、保健指導の必要な者及び希望者
(従事者) 保健師、管理栄養士、看護師等

ア 訪問指導実施内容

- ・生活習慣病の予防等に関する指導
- ・家庭における療養方法に関する指導
- ・介護を要する状態になることの予防に関する指導
- ・介護を担う者の健康管理に関する指導
- ・関係諸制度の活用方法等に関する指導
- ・認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先に関する指導
- ・その他、健康管理上必要と認められる指導

イ 訪問指導実施状況

(人)

年度	対象者	生活習慣病予防	要指導者	がん検診受診勧奨	精神保健	閉じこもり予防	計
R2	実人数	276	740	62	1	0	1,079
	延人数	277	892	62	7	0	1,238
R3	実人数	167	658	138	1	0	964
	延人数	167	719	138	1	0	1,025
R4	実人数	380	620	62	0	0	1,062
	延人数	380	691	62	0	0	1,133

ウ 生活習慣病予防健康診査の事後指導実施状況

(人)

年度	対象者	実人数
R3	健診受診者のうち、特定保健指導対象者に該当する者や血圧・	42
R4	血糖・脂質が受診勧奨判定値以上の者に、生活習慣病予防のリーフレットの送付、健康相談及び電話、訪問等で保健指導を実施した。	

6 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健康診査のデータ（HbA1c、尿蛋白、eGFR）により抽出した糖尿病性腎症の可能性の高い者に対し、適切な治療と望ましい生活習慣の確立による糖尿病性腎症の早期発見・重症化予防を目的に、未治療者及び治療中の者への受診勧奨・保健指導を実施しています。

令和2年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、75歳以上の糖尿病未治療者へ受診勧奨・保健指導を開始しました。

(1) 未治療者への受診勧奨・保健指導

郵送による受診勧奨の3か月後に治療状況を確認し、未治療の場合は、訪問・電話等により受診勧奨・保健指導を行っています。

(人)

年度	実人数	
	40～74歳	75歳以上
R2	26	3
R3	50	8
R4	38	1

(2) 治療中の者への保健指導

医療機関と連携し、主治医からの依頼及び指示に基づき保健指導を行っています。初回に個別支援を行い、その後、面接や電話等により継続的な支援を行い、1年後に生活習慣改善状況や血液データ等による評価を実施しています。

(人)

年度	実人数
	40～74歳
R2	21
R3	15
R4	3

※令和3年度からは、初回面談を実施した年度で計上
(令和2年度は、主治医から依頼があった年度に計上)

7 特定保健指導 (高齢者の医療確保に関する法律)

生活習慣を見直すことでメタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）を改善し、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的に、特定保健指導を実施しています。個別支援及びグループ支援（運動教室・運動&栄養教室・血液検査）を行うことで、生活習慣改善の必要性を認識し、行動目標を自ら設定、実行して行動変容できるよう支援しています。

平成30年度から、厚生労働省「第3期特定保健指導の運用等の見直し」により、従来初回面接終了後6か月後に行っていた実績評価を、3か月経過後から行うことが可能となりました。

(対象者) 高岡市国民健康保険加入者の特定健康診査を受診し、その結果から生活習慣病の危険因子に応じた階層化にて判定された者

(従事者) 保健師、管理栄養士、看護師

(1) 動機づけ支援 (40～74歳)

個別支援により、初回面接と3～6か月以上経過後に行う実績評価を行っています。

実施状況

(人)

年度	初回面接実施者	継続支援中	実績評価実施者	中断者
R2	98	—	96	2
R3	166	—	164	2
R4	156	92	64	0

※令和2年度、令和3年度は確定数。令和4年度は、令和5年5月末現在の概数

※令和2年度は、特定保健指導対象外の保健指導として、新型コロナウイルス感染症影響下で対面での面接を希望しない対象者へ電話で保健指導を実施。(初回面接41名、実績評価41名)

(2) 積極的支援（40～64歳）

初回に面接による個別支援を行った後、面接や電話、手紙、グループ学習等により3か月以上の定期的・継続的な支援を行っています。対象者の状況に応じ、初回面接から1～2か月後に中間評価、3～6か月後に実績評価として生活習慣改善状況等の評価を実施しています。

実施状況

(人)

年度	初回面接 実施者	中間評価 実施者	実績評価 実施者	継続支援中	中断者
R2	18	18	18	—	0
R3	25	25	23	0	2
R4	21	21	10	11	0

※令和2年度、令和3年度は確定数。令和4年度は、令和5年5月末現在の概数

※令和2年度は、特定保健指導対象外の保健指導として、新型コロナウイルス感染症影響下で対面での面接を希望しない対象者へ電話で保健指導を実施。〔初回面接4名、中間評価4名、実績評価3名（中断1名）〕

(3) グループ支援（栄養教室・運動教室）の参加状況

年度	運動教室		運動&栄養教室	
	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
R2	11	105	2	16
R3	9	83	1	11
R4	7	45	1	8

※令和4年度は、令和5年5月末現在の概数

< 参考資料 >

1 高岡市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施状況

(1) 特定健康診査受診状況 (40～74 歳)

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
R2	26,294	13,513	51.4
R3	26,204	13,083	49.9
R4	24,626	12,277	49.9

※健診受診データによる数値であり、法定報告値とは異なる

(2) 特定保健指導実施状況 (実施機関報告数)

ア 動機づけ支援 (人)

年度	対象者数 (利用券発送数)	実施方式別 初回面接者数			
		委 託	直 営		計
			委託機関数		
R2	1,166	70	12	126	196
R3	1,001	65	12	180	245
R4	897	49	12	178	227

イ 積極的支援 (人)

年度	対象者数 (利用券発送数)	実施方式別 初回面接者数			
		委 託	直 営		計
			委託機関数		
R2	289	13	10	18	31
R3	270	19	10	25	44
R4	233	15	10	21	36

※実施方式 委託：指定医療機関や健診機関にて実施

直営：高岡市健康増進課・保険年金課（動機づけ支援のみ）にて実施

※委託機関数：特定保健指導について個別契約を締結している機関

※令和2年度は、特定保健指導対象外の保健指導として、新型コロナウイルス感染症影響下で対面での面接を希望しない対象者へ電話で保健指導を実施。（動機づけ支援51名、積極的支援4名）

2 高岡市国民健康保険 生活習慣病予防健康診査実施状況(35～39歳) (人)

年度	対象者数	受診者数	受診結果			
			異常なし	要指導者	要医療	
					治療中	未治療者
R2	957	165	66	75	7	17
R3	924	142	53	60	29	
R4	898	129	46	64	19	

※受診結果（要医療）について、令和3年度より予診票の項目が変更されたため、内訳は不明

第4章 感染症の予防のために

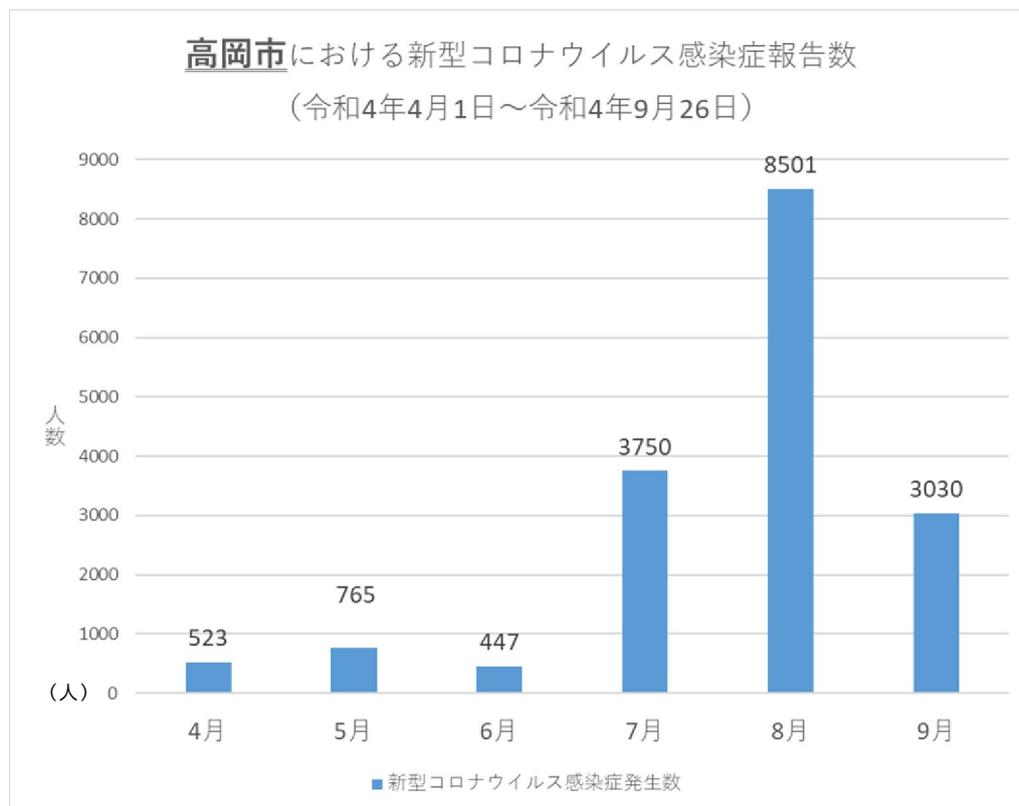
感染症の予防及び感染症患者に対する医療施策の推進を図るために、感染症法に基づき、広報やパンフレットの配布などを通じた感染症に対する正しい知識の普及や注意喚起、啓発活動を行っています。また、感染症発生時には県の指示に基づき消毒を行います。予防接種については、予防接種法に基づき実施しており、ワクチンに関する正しい知識・情報の発信とともに予防接種を受けやすい環境の整備に努めています。

1 感染症の発生状況

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関して、高岡市では、令和2年4月8日に感染者がはじめて報告され、現在まで多くの感染者が発生しています。

新型コロナウイルス感染症報告数については、次の表のとおりです。なお、国の方針に基づく全数届出の見直しにより、令和4年9月27日以降の報告数が変更されています。

また、令和5年5月8日から、感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に変更になりました。



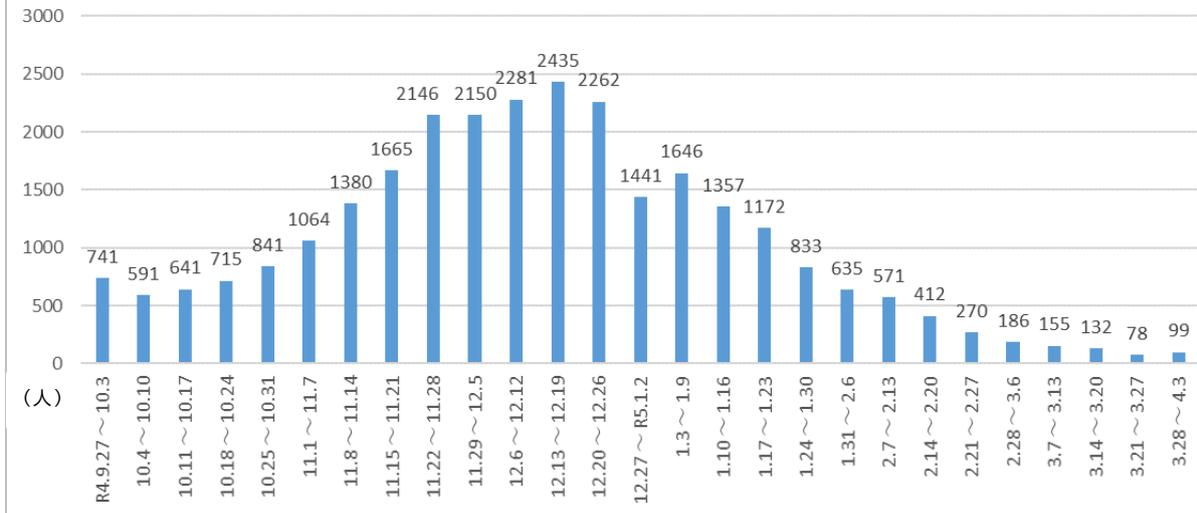
※国の方針に基づく全数届出の見直しのため、令和4年9月26日までの数値

※富山県報道発表資料の公表日に基づく集計

※感染者の居住地ベース

高岡厚生センター管内における新型コロナウイルス感染症報告数

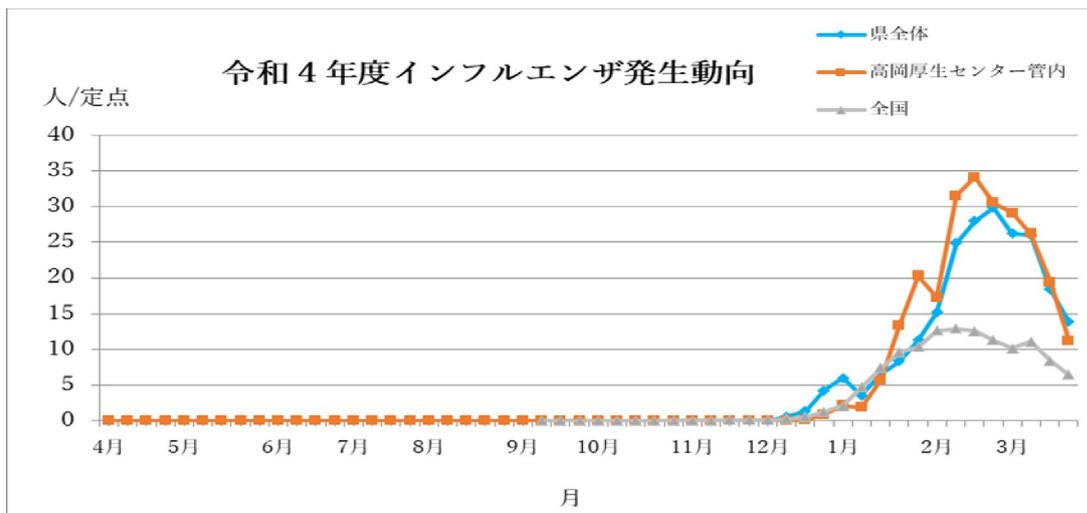
(令和4年9月27日～令和5年4月3日)



※富山県報道発表資料の公表日に基づく集計

※医療機関の所在地ベース

インフルエンザは、例年冬季に流行していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行後の2020/2021、2021/2022シーズンは、インフルエンザの流行が認められませんでした。これに対し、2022/2023シーズンは、全国に先駆け流行シーズンに入り、2月のピーク時には警報レベルの目安となる30人/定点を超えました。高岡厚生センター管内の令和4年度の発生動向は、全国の発生動向を大きく上回り、次のグラフのようになりました。



※定点医療機関あたりの報告数

定点医療機関とは感染症の発生動向調査のため、選定された医療機関のこと

定点あたりの報告数は1週間に一つの定点からどのくらい報告数があったかを表し、流行状況の把握に用いられる

2 感染症予防啓発活動

季節性インフルエンザ等の感染症について、健康教育等保健事業の際に予防啓発を行うとともに、啓発チラシや広報「たかおか市民と市政」、ホームページ、ツイッター等を通じて広報活動を行いました。また、健康づくりボランティア団体等と連携を取りながら正しい知識の普及に努めています。

3 予防接種事業

予防接種には、予防接種法に基づく定期予防接種と臨時予防接種及び予防接種法の対象となっていない任意予防接種があります。

(1) 定期予防接種（予防接種法 第2条, 第5条）

ア 定期予防接種の種類

A類 疾病	集団予防及び重篤な疾患の予防に重点を置き、接種を受けるよう努力義務が課されています。対象疾病はロタウイルス感染症、B型肝炎、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核（BCG）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）です。
B類 疾病	個人の発病またはその重症化に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施するもので接種を受ける努力義務は課されていません。対象疾病は高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症です。

イ 接種勧奨

予防接種率向上のため、関係機関と連携し周知の徹底を図るとともに、乳幼児健診、就学時健診、広報「たかおか市民と市政」、ホームページ、子育てアプリ「ねねっとたかおか」等で接種の勧奨、啓発を行っています。また、国が接種目標値を設けている予防接種（結核、麻しん・風しん）については個別接種勧奨を行っています。

ウ 接種状況

定期予防接種のA類疾病（MR2期は含まない）の対象者数は、厚生労働省が用いている算定方法の各年10月1日現在の各予防接種の標準的な接種年齢人口としています。

(ア) ロタウイルスワクチン

(対象 ロタテック (5 価) : 出生 6 週 0 日後～32 週 0 日後までの間

ロタリックス (1 価) : 出生 6 週 0 日後～24 週 0 日後までの間)

年度	ワクチンの種類	対象者数 (人)		接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	ロタテック (5 価)	1 回	477	304	-
		2 回	477	259	-
		3 回	477	206	-
	ロタリックス (1 価)	1 回	477	152	-
		2 回	477	120	-
R3	ロタテック (5 価)	1 回	986	606	61.5
		2 回	986	602	61.1
		3 回	986	593	60.1
	ロタリックス (1 価)	1 回	986	410	41.6
		2 回	986	401	40.7
R4	ロタテック (5 価)	1 回	992	503	50.7
		2 回	992	508	51.2
		3 回	992	523	52.7
	ロタリックス (1 価)	1 回	992	496	50.0
		2 回	992	481	48.5

※令和 2 年 10 月より定期接種化のため、令和 2 年度のロタウイルスワクチン接種率は算出しない

※令和 3 年度のロタウイルスワクチン接種完了者は、994 人 (100.8%)

※令和 4 年度のロタウイルスワクチン接種完了者は、1,004 人 (101.2%)

(イ) B型肝炎ワクチン

(対象 1歳に至るまでの間)

年度	対象者数 (人)		接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	1回	978	986	100.8
	2回	978	1,004	102.7
	3回	978	964	98.6
R3	1回	986	1,027	104.2
	2回	986	1,007	102.1
	3回	986	957	97.1
R4	1回	992	1,005	101.3
	2回	992	1,004	101.2
	3回	992	979	98.7

※令和3年度の接種者数には長期療養対象者3名を含む

※令和4年度の接種者数には長期療養対象者2名を含む

(ウ) Hibワクチン

(対象 生後2か月～60か月に至るまでの間)

年度	対象者数 (人)		接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	1回	978	992	101.4
	2回	978	1,020	104.3
	3回	978	1,041	106.4
	4回	993	1,052	105.9
R3	1回	986	1,029	104.4
	2回	986	1,015	102.9
	3回	986	1,021	103.5
	4回	1,009	981	97.2
R4	1回	992	1,006	101.4
	2回	992	998	100.6
	3回	992	978	98.6
	4回	1,007	982	97.5

※令和3年度の接種者数には長期療養対象者2名を含む

(エ) 小児の肺炎球菌ワクチン

(対象 生後2か月～60か月に至るまでの間)

年度	対象者数 (人)		接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	1回	978	988	101.0
	2回	978	1,008	103.1
	3回	978	1,006	102.9
	4回	993	1,026	103.3
R3	1回	986	1,030	104.5
	2回	986	1,018	103.2
	3回	986	1,017	103.1
	4回	1,009	978	96.9
R4	1回	992	1,006	101.4
	2回	992	999	100.7
	3回	992	978	98.6
	4回	1,007	976	96.9

※令和3年度の接種者数には長期療養対象者2名を含む

(オ) 四種混合ワクチン (ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎)

第1期 (対象 生後3か月～90か月に至るまでの間)

年度	対象者数 (人)		接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	初回1	978	999	102.1
	初回2	978	998	102.0
	初回3	978	1,003	102.6
	追加	993	1,087	109.5
R3	初回1	986	1,020	103.4
	初回2	986	1,022	103.7
	初回3	986	1,001	101.5
	追加	1,009	927	91.9
R4	初回1	992	996	100.4
	初回2	992	984	99.2
	初回3	992	963	97.1
	追加	1,007	931	92.5

(カ) 二種混合ワクチン（ジフテリア・破傷風）第 2 期

(対象 11 歳～13 歳未満)

年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	1,340	1,215	90.7
R3	1,202	1,047	87.1
R4	1,238	1,019	82.3

(キ) BCG ワクチン（結核）

(対象 1 歳に至るまでの間)

年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	978	1,002	102.5
R3	986	996	101.0
R4	992	965	97.3

※令和 2 年度の接種者数には長期療養対象者 1 名を含む

(ク) 麻しん・風しん混合ワクチン

・ 第 1 期

(対象 生後 12 か月～24 か月に至るまでの間)

年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	993	995	100.2
R3	1,009	959	95.0
R4	1,007	991	98.4

・ 第 2 期

(対象 小学校就学前の 1 年以内、いわゆる幼稚園、保育所等の年長児)

年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	1,189	1,155	97.1
R3	1,160	1,110	95.7
R4	1,154	1,092	94.6

※対象者数は、各年 4 月 1 日における年長児の数

・ 第 5 期（令和元年度～令和 6 年度まで）

風しんの定期接種の機会が一度もなかった昭和 37 年 4 月 2 日生から昭和 54 年 4 月 1 日生の男性に対し、風しんの抗体検査を実施しています。また、抗体がなかった方に予防接種を行っています。

年度	対象者（人）	抗体検査（人）		予防接種（人）
		陽性	陰性	
R2	18,191	陽性	2,987	-
		陰性	1,423	915
R3	13,781	陽性	426	-
		陰性	190	264
R4	12,467	陽性	540	-
		陰性	244	215

※令和3年度の対象者は、令和2年度の対象者から抗体検査を実施した者を引いた数

※令和2年度及び4年度の対象者は、クーポン券の発送数

(ケ) 水痘ワクチン

(対象 生後12か月～36か月に至るまでの間)

年度	対象者数（人）		接種者数（人）	接種率（％）
R2	1回	993	991	99.8
	2回	993	1,028	103.5
R3	1回	1,009	980	97.1
	2回	1,009	882	87.4
R4	1回	1,007	991	98.4
	2回	1,007	875	86.9

※令和2年度の接種者数には長期療養対象者1名を含む

※令和4年度の接種者数には長期療養対象者2名を含む

(コ) 日本脳炎ワクチン

(対象 1期：生後6か月～90か月に至るまでの間 2期：9歳～13歳未満)

年度	対象者数（人）			接種者数（人）	接種率（％）
R2	1期	初回1	1,179	1,296	109.9
		初回2	1,179	1,317	111.7
		追加	1,195	1,277	106.9
	2期		1,239	1,487	120.0
R3	1期	初回1	1,133	992	87.6
		初回2	1,133	1,009	89.1
		追加	1,186	514	43.3
	2期		1,276	563	44.1
R4	1期	初回1	1,006	1,001	99.5
		初回2	1,006	974	96.8
		追加	1,151	1,473	128.0
	2期		1,207	1,638	135.7

※令和3年1月15日付の通知により、日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少したため、供給量が安定するまでの間、1期追加および2期の対象者には、接種の延期を求めた
 ※令和5年1月20日付の通知により、日本脳炎ワクチンの供給量が十分に確保されたため、ワクチンの供給量を理由とした接種控えは終了した

<特例措置>

※日本脳炎の予防接種の機会を逃がした平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの
 者で20歳未満の間、定期予防接種として接種できる
 ※平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの者で、9歳以上13歳未満にある者は、
 定期予防接種として接種できる
 ※18歳となる者に対して、第2期の積極的勧奨を行う

(サ) ヒトパピローマウイルスワクチン（子宮頸がん）

（対象 小学6年～高校1年生相当の女子）

年度	対象者数（人）		接種者数（人）	接種率（％）
R2	1回	658	98	-
	2回	658	80	-
	3回	658	58	-
R3	1回	618	304	-
	2回	618	294	-
	3回	618	230	-
R4	1回	623	680	109.1
	2回	623	622	99.8
	3回	623	483	77.5

※平成25年6月14日に副反応のため積極的勧奨の差し控え（勧告）となったが、令和3年11月26日付の通知にて、積極的勧奨が再開となる

※令和4年度から平成6年度まで平成9年4月2日～平成18年4月1日までの女子は、キャッチアップ接種として、接種ができる。

※令和2年度に高校1年生の女子に対して個別案内を行った

※令和3年度に中学1年生から高校1年生の女子に対して個別案内を行った

※令和4年度に中学1年生から高校1年生の女子及びキャッチアップ接種対象者に予診票を送付した

(シ) 高齢者のインフルエンザワクチン

(対象 65 歳以上、心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ 60～65 歳未満)

年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	57,112	38,115	66.7
R3	56,909	34,584	60.8
R4	56,529	34,486	61.0

(ス) 高齢者の肺炎球菌ワクチン

(対象 65 歳の者、60～65 歳未満であって心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ)

年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
R2	7,293	1,911	26.2
R3	7,535	1,686	22.4
R4	7,889	1,469	18.6

※予防接種の特例は、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある未接種者を対象とする。

(2) 臨時予防接種 (予防接種法 第 6 条第 1 項)

ア 新型コロナウイルスワクチン

新型コロナウイルス感染症の重症化予防、感染予防、発症予防を目的として接種しています。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクについて、正しい知識を持っていただいたうえで、ご本人の意思に基づき接種をお願いします。

	対象者 (人)	接種件数 (回)	接種率 (%)
1 回目接種	165,033	142,518	86.4
2 回目接種		141,861	86.0
3 回目接種		121,394	73.6
4 回目接種		83,960	50.9
5 回目接種		46,476	28.2

※ 令和 5 年 3 月 31 日までに接種した件数の累計

(3) 任意予防接種への助成

ア インフルエンザワクチン

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を抑制し、コロナ禍における医療機関の負担軽減や子育て世代の経済的・精神的負担軽減を図るため、令和2年度は中学1年生から中学3年生、令和3年度は小学1年生から中学3年生に対し、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成しました。さらに、令和4年度は、妊婦のインフルエンザ感染症による重症化を予防するため、妊婦に対し、助成しました。

年度	対象者数 (人)		接種者数 (人)	接種率 (%)	
R2	中学生	4,019	2,496	62.1	
R3	小学生	1回	7,430	4,611	62.1
		2回	7,430	3,468	46.7
	中学生	3,991	1,875	47.0	
R4	小学生	1回	7,300	4,015	55.0
		2回	7,300	3,080	42.2
	中学生	3,931	1,774	45.1	
	妊婦	-	188	-	

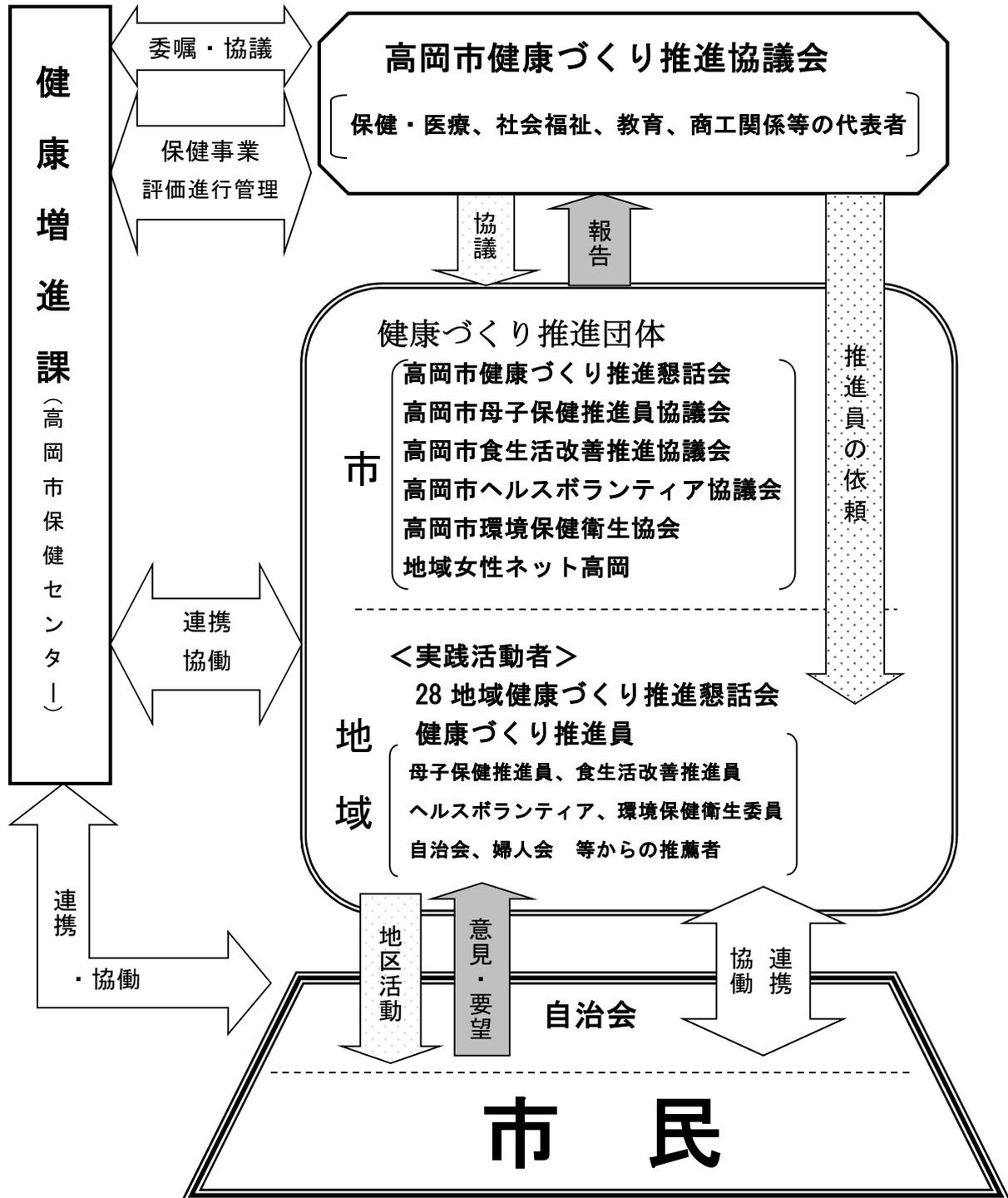
※令和2年度は未就学児及び小学生への助成は、富山県が行った。

※令和3年度及び4年度は未就学児への助成は、富山県が行った。

第5章 地域ぐるみで取り組む健康づくりの推進のために

市民一人ひとりが取り組む健康づくりを社会全体で支援し、健康なまちづくりの推進に努めるため、健康づくり推進員をはじめ自治会や婦人会等地域の関係団体と協力・連携しながら、市民と協働で地域の実情にあった効果的な健康づくりの推進に努めるとともに、健康づくりに関する正しい情報提供や啓発活動を行っています。

1 地域保健推進体制図



令和5年4月1日

2 健康づくり推進対策

地域ぐるみで取り組む健康づくりを進めるため、食生活改善推進員やヘルスボランティアなど健康づくり推進員の地区活動を推進しています。

(1) 食生活改善推進員養成講座

食生活改善や健康づくりのための知識・技術についての教育を実施し、食生活改善推進員として地域組織活動を推進する指導者を養成しています。

養成講座を全14単位中10単位以上受講した方に、修了証を交付しています。また、地域での食生活改善活動に参加することで単位を取得できるなど、受講者が修了しやすい環境づくりをしています。

年度	教育回数（回）	教育時間（時間）	修了者数（人）
R2	9	23	10
R3	9	25	9
R4	10	28	9

(2) 食生活改善推進員研修会

食生活改善推進員が組織的・継続的に地区活動を進めるため、研修会を開催しています。

内 容	年度	教育回数（回）	受講者数（人）
食育や生活習慣病予防	R2	2	33
	R3	3	56
	R4	5	88
高齢者の食生活	R2	3	68
	R3	3	65
	R4	2	35

(3) ヘルスボランティア養成講座

市民の健康の保持増進や疾病予防を積極的に推進するため、健康づくりの担い手となるヘルスボランティアを養成しています。

養成講座を全10単位中6単位以上受講した方に、修了証を交付しています。また、

地域でのヘルスボランティア活動に参加することで単位を取得できるなど、受講者が修了しやすい環境づくりをしています。

年度	教育回数（回）	教育時間（時間）	修了者数（人）
R2	10	21	14
R3	9	19	21
R4	10	21	10

(4) 高岡市民健康フォーラム

「健康たかおか輝きプラン(第2次)」の推進及び住む人が健康になるまちづくりを推進するため講演会と活動発表を行ってきましたが、令和3年度・令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、開催中止としました。

3 健康づくり推進協力団体の活動について

(1) 高岡市健康づくり推進協議会

市では健康づくりに関する施策を総合的に推進し、健康で豊かな市民生活の実現を図ることを目的に「高岡市健康づくり推進協議会」を設置し、その委員は市長が委嘱しています。協議会は、学識経験者・保健医療関係者・健康関連団体等から推薦された委員で構成され、健康づくり活動の評価や方向性の検討や、保健衛生関連組織の強化育成及び健康づくり事業の普及啓発に関することを協議しています。

ア 委員構成（委員 17名）

- | | |
|----------------------|----|
| ① 保健医療及び保健衛生関係団体の代表者 | 8名 |
| ② 社会福祉及び社会教育関係団体の代表者 | 4名 |
| ③ 商工関係の代表者 | 1名 |
| ④ 学識経験者 | 1名 |
| ⑤ 関係行政機関の職員 | 3名 |

イ 任期 2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

ウ 開催状況

年度	協議会	
	回数(回)	参加者数(人)
R2	1	17
R3	1	書面会議
R4	1	13

(2) 高岡市健康づくり推進懇話会

市内全域（28 地域）の健康づくり推進懇話会と健康づくりボランティア団体等が相互に交流を図り、連携のとれた健康づくり活動を進めるため「高岡市健康づくり推進懇話会」を組織しています。

ア 事業内容

年 度		高岡市健康づくり推進懇話会の開催	地域健康づくり推進懇話会活動	機関紙「すこやか」編集委員会	健康づくりに関する研修
R2	回数（回）	6	352	2	4
	参加者（人）	113	2,699	18	202
R3	回数（回）	5	379	—	3
	参加者（人）	92	3,326	—	34
R4	回数（回）	6	515	—	3
	参加者（人）	120	4,123	—	78

※機関紙「すこやか」は令和2年度まで発行。

イ 地域健康づくり推進懇話会活動

各地域の健康づくり推進員は、母子保健推進員、食生活改善推進員、ヘルスボランティア、環境保健衛生委員、地域女性ネット会員や、自治会から推薦された方などから構成され、各地域で「健康づくり推進懇話会」を組織しています。健康づくり推進懇話会では地域の健康課題について話し合い、歩こう会や健康教室等、地域の特性を活かした健康づくり活動を企画し、開催しています。

（ア）健康づくり推進員の人数

任期	健康づくり推進員人数(人)
第12期(令和2年度・3年度)	1,454
第13期(令和4年度・5年度)	1,380

（イ）地区活動

内 容	開催回数(回)	推進員協力者数(人)
地域健康づくり推進懇話会の開催	180	2,334
がん検診、健康診査の受診啓発と協力	132	356
健康教室、歩こう会の開催	89	1,026
子育て支援・公民館祭等での健康づくりの周知	114	407
筋力アップ教室の開催	512	2,631

(3) 高岡市母子保健推進員協議会

母子保健推進員は、地域における母子保健の一層の向上を図るため、市長の委嘱をうけて、乳幼児家庭と行政をつなぐパイプ役として活動しています。市の委託事業として、平成 28 年度から、妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業）のパートナー型「7 か月児訪問連絡活動」と、参加型・地域サポート型「赤ちゃんにここ教室」を地域の関係者と連携して開催しています。

また、行政協力の「パパとママの育児講座」において、父親の妊婦模擬体験を通して参加者との交流を図ったり、「はじめての離乳食教室」において、親子のふれ合いの大切さや手遊びの紹介等を行ったりしています。

ア 母子保健推進員数 95 人

（委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）

イ 活動内容

（ア）訪問連絡活動

母子保健サービスをはじめとする子育てに役立つ情報（健康診査・予防接種・むし歯予防・健康的な生活習慣づくり等）を提供し、支援が必要な親子に対して行政とのパイプ役を担っています。

年度	訪問件数(件)
R2	990
R3	972
R4	1,013

（イ）赤ちゃんにここ教室

乳児の母親等が気軽に身近な地域で集う場を設け、育児不安の軽減を図り、親子のふれあいや乳幼児の事故予防と応急手当について普及啓発を行い、育児支援活動をしています。

年度	開催回数(回)	参加親子数(組)
R2	42	205
R3	46	253
R4	59	369

(ウ) 研修会の開催

(人)

年度	内 容		参加者数
R4	総会・研修会	母子保健推進員の活動について	81
	赤ちゃん にこにこ教室 研修会	講演、実技 「親子のふれあいの大切さと手遊びについて」 講師 松岡 宏美 氏	78
	前期研修会	講演「知って、学んで、楽しもう！ ～みんなで子育て、孫育て講座～」 講師 富山短期大学幼児教育学科 准教授 明柴 聡史 氏	67
	後期研修会	講演「乳幼児期のむし歯予防について」 講師 歯科衛生士 岡田 仁美 氏	70
	ブロック別 研修会	・令和4年度の感想・工夫・疑問・課題 ・令和5年度の改善したい点・意見・要望 等	67

(エ) 企画・運営会議及び研修会の参加

年 度	役員会 理事会	部会活動（研修会含む）			研修会 参 加	
		訪問活動 部会	赤ちゃんにこにこ 教室部会	広報部会※		
R4	回数（回）	7	11	1	2	3
	参加者（人）	86	125	78	15	48

※ 広報部会では「ほほえみ」の発刊や「たらちね」の編集を行っています。

(オ) その他

- ・富山県母子保健推進員連絡協議会活動への協力、総会、理事会等への参加

(カ) 行政協力

- ・はじめての離乳食教室（12回） 協力推進員 36人
- ・土曜・日曜等がん検診（2回） 協力推進員 4人

(4) 高岡市食生活改善推進協議会

食生活改善推進員は、高岡市が実施する「高岡市食生活改善推進員養成講座」を修了後、市民の健康の保持増進や生活習慣病予防を推進するために、地域において望ましい食生活の普及、推進を図ることを主な活動内容として、市内 35 地区で健康づくりボランティア活動を行っています。

ア 食生活改善推進員数 490 人（令和 5 年 4 月 1 日）

〔参考 523 人（令和 4 年 4 月 1 日）〕

イ 活動内容

(ア) 高岡市栄養改善事業（委託事業含む）

市民の健康の保持増進や生活習慣病予防を推進するために、地区住民を対象とした食生活に関する健康づくり地区講習会の開催、市民を対象とした食生活改善に関する普及啓発活動を実施しています。

内 容	回数（回）	参加者数（人）	推進員数（人）
生活習慣病予防講習会（全地区）	38	延 378	延 202
その他伝達講習会（委託事業以外の活動）	33	延 261	延 95
スーパー等での食育活動	3	延 500	延 21

(イ) 高岡市高齢者食生活改善事業（委託事業）

高齢者が健康で生き生きとした生活を送れるよう低栄養予防等の知識・技術を普及するために、地区の高齢者やその家族を対象とした地区講習会を開催しています。

内 容	回数（回）	参加者数（人）	推進員数（人）
フレイル予防講習会及び普及啓発活動（全地区）	36	延 419	延 190

(ウ) 富山県食生活改善推進連絡協議会事業

内 容	回数（回）	参加者数（人）	推進員数（人）
三世代ふれあいクッキングセミナー	10	171	58
元気とやま！わくわくクッキング	3	26	18
おやこの食育教室	1	8	6
全世代に広めよう健康寿命プロジェクト	2	59	10

(エ) その他の活動

内 容	回数（回）	参加者数（人）	推進員数（人）
イオンスタイル高岡南店との連携事業	1	240	8
高岡ケーブルテレビの出演	2	—	延 7
イオン高岡店 GG イベントでの活動	1	—	5
保育園等における「親子の食育」活動	32	3,044（配布含む）	59

(オ) 企画・運営会議及び研修会

内容	役員会 理事会 (企画・運営会議)	【事業部】 活動発表会 運営	【企画部】 研修会 企画・運営	【広報部】 食改通信 編集・発行	総会 研修会 活動発表会
回数(回)	13	2	2	2	3
参加者(人)	延 350	延 24	延 28	延 24	延 283

(5) 高岡市ヘルスボランティア協議会

ヘルスボランティアは、高岡市が実施する「ヘルスボランティア養成講座」を修了後、市民の健康の保持増進や疾病予防を推進するために、地域で運動普及を主にした健康づくり活動を行っています。

ア ヘルスボランティア数 316 人(令和5年4月1日)
〔参考 332 人(令和4年4月1日)〕

イ 活動内容（共催・協力含む）

(ア) 高岡市地域介護予防活動支援業務事業（委託事業）

高齢者がいつまでも自立していきいきと暮らせるように、介護予防教室を開催しています。また、各地域の集まりの機会を活用し、手軽にできる体操等を紹介しています。

内容	回数(回)	活動人数(人)	参加人数(人)
介護予防教室 「元気わくわくクラブ」の開催	21	延 176	延 534
地域での健康づくり活動 (内訳)	69	延 224	延 1,501
・健康に関する情報提供	36	延 102	延 633
・運動の普及	33	延 122	延 868

(イ) 高岡市運動普及活動事業（委託事業）

1 健康ウォーキング教室

当協議会が作成したウォーキングマップ「新たな魅力発見！楽しく気軽にウォーキング」を活用し、「健康ウォーキング教室」を開催しています。市民が健康のために身体を動かすことの大切さ、楽しさを体感し、運動習慣が定着することを目指しています。

内容	回数(回)	活動人数(人)	参加人数(人)
健康ウォーキング教室	6	延 94	延 233

2 身体活動及び運動の普及啓発

ショッピングセンターや公民館等で体操指導や、自宅でできる身体活動及び運動を紹介しています。身近な施設を活用して介護予防や認知症予防のために運動を普及啓発することに努めています。

回数（回）	活動人数（人）	参加人数（人）
9	31	延 788

（ウ）企画・運営会議・広報活動

執行部会・役員会・理事会		運動推進部会		元気シニア応援部会	
回数（回）	参加者数（人）	回数（回）	参加者数（人）	回数（回）	参加者数（人）
17	延 343	2	延 115	2	延 105

（エ）学習会開催及び研修会参加

回数（回）	参加者数（人）
8	延 466

（オ）地区活動

がん予防啓発活動として、がん検診受診啓発グッズを配付しました。また、より若い世代にがん予防への関心を高めてもらうため、市内の保育園等に出向き、保護者へ「乳がんセルフチェックシート」を配付しがん予防の啓発を行っています。

回数（回）	活動人数（人）	参加人数（人）
1, 330	延 5, 311	延 19, 751
（再掲） ・がん検診受診啓発グッズ配付数：538 個 ・乳がんセルフチェックシート配付数：2, 892 枚		

〔主な地区活動内容〕

- ・学習会の開催
- ・チャレンジ！仲間で楽しく歩数アップ事業
- ・がん検診や健診の受診の声かけ
- ・乳がんセルフチェックシート等の配付（保育園・幼稚園、地区イベント等）
- ・自治会、婦人会等の行事への協力
- ・福祉・介護施設への協力
- ・敬老会、筋力アップ教室、ふれあい・いきいきサロンへの協力
- ・地区健康教室、歩こう会の企画・運営
- ・がん検診受診啓発グッズの配付
- ・公民館事業への協力

〔がん検診受診啓発グッズ配布場所等〕

- ・大型スーパー店頭キャンペーン時
- ・各地域における健康づくり活動実施機会（歩こう会・公民館・学校祭等）他

(カ) 行政協力

回数（回）	参加者数（人）
23	延 57

〔主な事業〕

ヘルスボランティア養成講座、集団がん検診、特定保健指導 等

(6) 高岡市環境保健衛生協会

豊かで快適な生活環境の整備を進め、環境保健衛生の重要性を強調し、暮らしの中に健康を守る意識を定着させつつ、市との連携のもとに、自主的な環境保健衛生活動を積極的に推進しています。

ア 地区組織 27 地区

イ 活動内容

- ・市が実施する各地区・校下公民館等でのがん検診事業等への協力（駐車場整備等）
- ・地域の健康づくりの推進
- ・健康たかおか輝きプラン（第2次）の推進
- ・児童による地球温暖化防止活動に関するポスター及び壁新聞の募集・展示
- ・市内の環境美化・環境衛生活動（ごみの減量化・リサイクル啓発等）

(ア) 地区活動

- ・ごみゼロ運動
- ・環境美化推進事業

年度	重点地区
R2	守山・能町・成美・二上
R3	東五位・石堤・国吉・福田・立野
R4	伏木・太田・牧野

- ・健康づくり推進事業

年度	重点地区
R2	中田・福岡・戸出
R3	西条・川原・横田
R4	成美・二上・守山・能町

(イ) 行政協力

- ・特別清掃（雨晴海岸・松太枝浜）
- ・空き缶ゼロ運動など

第6章 健康危機管理について

自然災害や新たな感染症等地域における健康危機に対しては、高岡市地域防災計画及び高岡市危機管理指針を準拠し対処します。

また、日頃から緊密な情報交換や連絡体制を構築するなど、各機関との連携確保に努め、健康被害の発生予防、拡大防止等の健康危機管理を迅速かつ適切に行うよう努めます。

1 大雨洪水災害対策

大雨洪水災害が発生した場合、本市では災害対策本部を設置し、床上浸水被害者宅の訪問、消毒薬の配布、住宅の衛生管理指導や保健指導を行い、感染症の予防及び蔓延防止対策を行います。また、避難所における巡回健康相談等を通して、被災による二次的な健康障がい予防を図ります。

2 熱中症予防対策

例年暑い日が続く、熱中症を発症する人が多くいます。また近年では屋内で熱中症を発症するケースも増えています。適度な冷房の使用、こまめな水分補給、できるだけ暑さを避ける、日頃から体調管理を行う等、熱中症予防対策について、周知・啓発に努めています。

3 食中毒予防対策

食中毒の原因となる細菌やウイルスは身のまわりのあらゆるところに存在することから、食中毒の予防対策を図るため、食中毒予防の3原則（つけない・増やさない・やっつける）や手洗いの方法等、その対処法について、あらゆる機会を通して広く周知・啓発に努めています。

4 啓発活動

(1) 啓発チラシの配布

- ・健康診査・健康教育・訪問指導等の保健事業の際に保健師による啓発
- ・健康づくり推進員等による地域住民への啓発

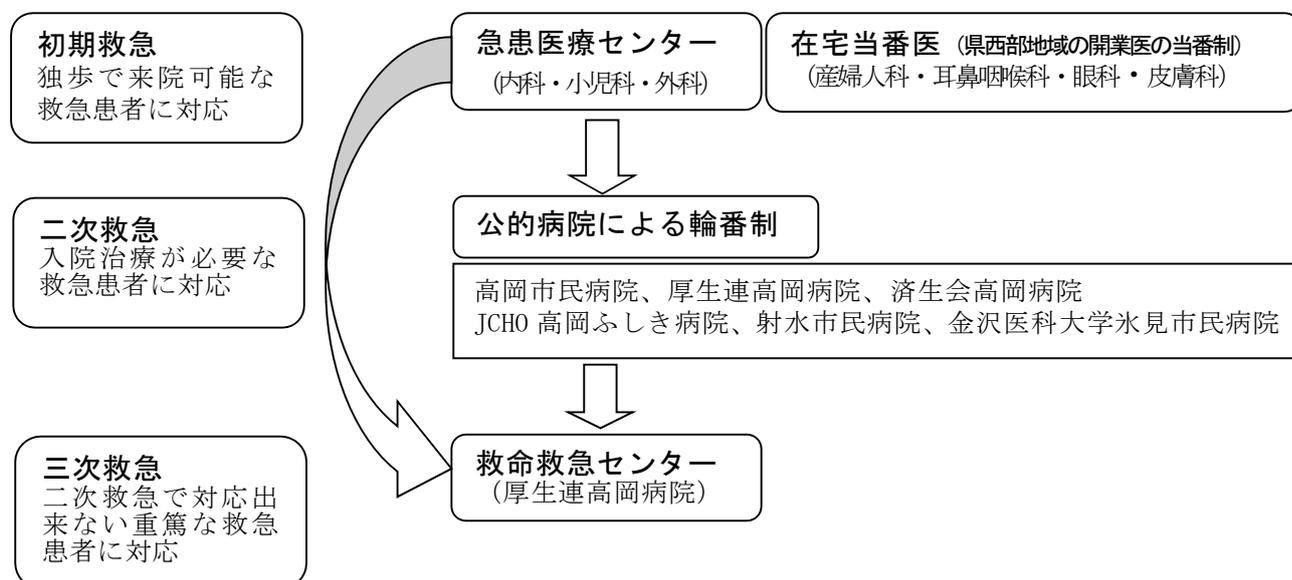
(2) 広報「たかおか市民と市政」やホームページ「ほっとホット高岡」への掲載、LINEやTwitterでの情報発信

第7章 救急医療について

高岡医療圏（高岡市・氷見市・射水市）の救急医療体制は、重症度に応じて初期（一次）、二次、三次救急の三段階に分かれており、初期救急は、在宅当番医と高岡市急患医療センターが担っています。二次救急は高岡市内の公的4病院（厚生連高岡病院・高岡市民病院・済生会高岡病院・JCHO 高岡ふしき病院）、金沢医科大学氷見市民病院及び射水市民病院が輪番で担っており、三次救急は、厚生連高岡病院の救命救急センターが担当しています。

また、高岡市・氷見市・射水市の3市を構成員として、高岡地区の救急医療体制の円滑な運営を図り、住民の健康と生命を保持するために、「高岡地区救急医療対策協議会」が組織されており、事務局は高岡市健康増進課に設置されています。

1 救急医療体制図



2 高岡市急患医療センター

高岡市急患医療センターは昭和55年11月に開設し、高岡市急患医療センター条例及び同条例施行規則に基づき、内科、小児科、外科を診療科目として休日、夜間の時間外の救急医療体制に関する事業を実施しています。

高岡市医師会を指定管理者として運営しており、医師は高岡市医師会に属する開業医のほか、氷見市や射水市の医師会等の協力を得て行っています。

(1) 診療時間

診療日	診療時間	診療科目
月曜日～土曜日	午後 7 時～午後 11 時	内科、小児科、外科
日曜日、国民の祝日 8 月 15 日・16 日 12 月 30 日～1 月 3 日	午前 9 時～午後 11 時	

(2) 受診状況

診療時間帯区分	年度	診療回数(回)	内科(人)			小児科(人)			外科(人)			計(人)		
			初診	再診	計	初診	再診	計	初診	再診	計	初診	再診	計
午前	R2	72	699	23	722	455	22	477	711	45	756	1,865	90	1,955
	R3	72	768	28	796	843	48	891	744	44	788	2,355	120	2,475
	R4	73	1,284	42	1,326	1,348	45	1,393	743	31	774	3,375	118	3,493
午後	R2	72	808	23	831	497	12	509	1,027	29	1,056	2,332	64	2,396
	R3	72	796	24	820	744	52	796	922	25	947	2,462	101	2,563
	R4	73	984	19	1,003	1,041	38	1,079	859	21	880	2,884	78	2,962
夜間	R2	365	2,453	62	2,515	1,647	52	1,699	2,488	37	2,525	6,588	151	6,739
	R3	365	2,408	58	2,466	2,420	107	2,527	2,512	42	2,554	7,340	207	7,547
	R4	365	2,731	55	2,786	2,975	129	3,104	2,601	33	2,634	8,307	217	8,524
計	R2	509	3,960	108	4,068	2,599	86	2,685	4,266	111	4,337	10,785	305	11,090
	R3	509	3,972	110	4,082	4,007	207	4,214	4,178	111	4,289	12,157	428	12,585
	R4	511	4,999	116	5,115	5,364	212	5,576	4,203	85	4,288	14,566	413	14,979

(3) 高岡市急患医療センターの主な沿革

年 月	急患センターの主な内容
昭和 55 年 10 月	高岡市急患医療センター着工
	高岡市本丸会館 1・2 階を改修
昭和 55 年 11 月	高岡市急患医療センター開設
	開設者 高岡市長
	所在地 高岡市本丸町 7 番 1 号
	建物概要 延べ床面積 575.21 m ²
	1 階 診療室、救急室、レントゲン室、薬局、検査室、事務室
	2 階 仮眠室
	医療機器 レントゲン装置、心電図、ハート・モニター、麻酔
	器、自動血球計数装置、クリニック記録計等
	診療概要 診療科 内科、小児科、外科
	診療日 日・祝日、年末・年始、お盆
	診療時間 午前 9 時～午後 5 時
	管理運営 高岡市医師会
昭和 57 年 10 月	内科、小児科の夜間診療開始（外科は従来通り）
	診療時間 午前 9 時～午後 5 時、午後 7 時～翌日午前 7 時
昭和 59 年 4 月	内科、小児科の土曜日夜間診療開始
平成 10 年 10 月	外科の土曜日夜間診療開始
平成 16 年 11 月	内科、小児科、外科 365 日体制に
	診療概要 診療科 内科、小児科、外科
	診療日 通年
	診療時間 日・祝日、年末・年始、お盆
	午前 9 時～午後 11 時
	平日（月曜日～土曜日）
	午後 7 時～午後 11 時
平成 18 年 4 月	管理運営 指定管理者制度に移行 高岡市医師会が指定管理者
平成 20 年 12 月	施設改善 小児科・内科の第二診査室設置、運用開始
	診療概要 年末・年始、春の連休、お盆など繁忙期に 2 診開設
平成 21 年 9 月	施設改善 救急室を改善、新診察室、新待合室設置、運用開始
	感染症（インフルエンザ等）流行期等に活用
平成 25 年 3 月	改築工事開始
平成 26 年 2 月	改築工事完工
平成 26 年 4 月	高岡市急患医療センター完工式・開所式
平成 27 年 3 月	建物概要 延べ床面積 2,672.18 m ²
	駐車場等外構整備及び保健センター 2 階との渡り廊下工事完工

令和2年11月	富山県診療・検査医療機関の指定 新型コロナウイルス感染症などによる発熱患者等の診療を行うため、発熱外来を設置
令和3年10月	オンライン資格確認を導入 マイナンバーカードの保険証利用の供用開始
令和5年4月	管理運営 指定管理者制度継続 高岡市医師会が指定管理者 (7期目)

第8章 教育実習生の受け入れについて

健康増進課では、看護師学生や保健師学生をはじめ、栄養士や臨床医師等の学外実習を幅広く受け入れ、地域住民の健康の保持増進や疾病予防に対する行政の役割及び保健活動について学ぶ機会を提供し、指導しています。また、看護専門学校の非常勤講師として公衆衛生学講義を担当するなど、医療関係実習生の養成に協力しています。

1 実習受け入れ

実習生	実習科目	受入人数
富山県高岡看護専門学校 看護学科 3年生	在宅看護論実習	112人
富山県立大学 看護学部 4年生	地域看護学実習	3人
富山福祉短期大学 看護学科 2年生	母性看護学実習	16人
計		131人

2 講師派遣

受講生	講義科目	時間	受講者数
富山県高岡看護専門学校 看護学科 2年生	公衆衛生学（母子保健）	2時間	114人
富山県高岡看護専門学校 看護学科 3年生	保健センター オリエンテーション （在宅看護論）	1.5時間	113人
富山県立大学 看護学部 4年生	保健センター オリエンテーション （高岡市の保健事業）	1時間	3人
富山福祉短期大学 看護学科 2年生	保健センター オリエンテーション （高岡市の母子保健事業）	1時間	16人

第9章 研修会への参加について

保健事業は、多様な分野に広がる中、必要な知識・技術など資質の向上に努めるため、必要な研修を受講するとともに、OJTに積極的に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインやオンデマンド配信にて開催される研修会が増加しました。

1 県外研修会への参加

期 日	研修会名	主 催
令和4年8月1日 ～8月30日	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座	関西福祉科学大学 EAP研究所
令和4年8月27日 ～8月28日	日本地域看護学会第25回学術集会 「地域生活者の健康と存在を護る地域看護のプロフェッション」	一般社団法人 日本地域看護学会
令和4年12月17日 ～12月18日	第11回日本公衆衛生看護学会学術集会 「ポストコロナ社会における公衆衛生看護への期待 新たなコミュニティケアシステムの創出」	一般社団法人 日本公衆衛生看護学会
令和5年1月14日	第78回健康教育スキルアップ研究会 「心に響く！行動を促す！勇気づけ保健指導®のマインドとスキルとは」	株式会社 ウェルネスライフサポート研究所
令和5年2月17日 ～3月17日	現場で使えるナッジセミナー	一般社団法人 日本家族計画協会

※ 全てオンラインまたはオンデマンド配信

2 養成研修

期 日	研 修 会 名	主 催
令和4年7月12日～13日	医療的ケア児等支援者養成研修	・富山県障害福祉課 ・富山県医療的ケア児等支援センター
令和4年8月22日・24日・25日、9月5・9日、11月4日	児童福祉司任用資格講習会・市町村児童相談等担当職員研修会	富山児童相談所

3 職場内研修

期 日	内 容	回数（回）
令和5年3月17日	養育支援訪問家庭検討会議	1

付属資料

1 各種団体の規則、要綱、規約及び会則

高岡市健康づくり推進協議会規則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高岡市附属機関に関する条例(平成 17 年高岡市条例第 19 号)第 4 条の規定に基づき、高岡市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療及び保健衛生関係団体の代表者
- (2) 社会福祉及び社会教育関係団体の代表者
- (3) 商工及び農業関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名により選出するものとする。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、市長の要求があったときは、協議会を招集しなければならない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 協議会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、協議会が付託した事項について研究審議し、その結果を協議会に報告する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

高岡市健康づくり推進員活動要領

1 趣 旨

「高岡市健康づくり推進協議会」が、市民の健康寿命の延伸を図るため、地域ぐるみでの健康づくり活動の実践者として設置する「健康づくり推進員」（以下「推進員」という。）の活動について、必要な事項を定めるものとする。

2 推進員の依頼

高岡市健康づくり推進協議会長が依頼する。

3 推進員の任期

推進員の任期は2年とし、再任を妨げないこととする。

ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進員の活動

（1）活動目標

地域住民が健康でいきいきと健やかな生涯を送るため、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた正しい生活習慣についての普及啓発を行う。地域ぐるみの健康づくり活動を推進し、一人ひとりの健康づくりを互いに支え合う環境をつくり、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す。

（2）活動内容

- ① 推進員自ら健康づくりに取り組み、家族や地域住民へ健康づくりに関する知識を広める。
- ② がん検診、健康診査等の受診勧奨及び協力活動を行う。
- ③ 生活習慣病予防、介護予防等心身の健康増進を図るための活動を行う。
- ④ 子どもたちが健やかに成長できるよう見守り、声かけをする。
- ⑤ 地域単位で健康づくり推進懇話会を開催し、地域の特性や健康課題を踏まえた健康づくり活動について話し合う。
- ⑥ 健康づくりに関する市民行動調査の協力。
- ⑦ その他健康づくりに関する諸活動。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

高岡市母子保健推進員設置要綱

平成 17 年 11 月 1 日

(設置)

第 1 条 地域における母子保健の一層の向上を図るため、高岡市母子保健推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(定数)

第 2 条 推進員の定数は、100 人以内とする。

(委嘱)

第 3 条 推進員は、地域で推薦された者のうちから市長が委嘱する。ただし、新たに委嘱する推進員については、75 歳未満とする。

(任期)

第 4 条 推進員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(職務)

第 5 条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 妊産婦及び乳幼児の健康保持増進のための各種母子保健事業の啓発・普及

(2) 関係団体と連携して行う健やかに子どもを生ま育てるための活動

(服務)

第 6 条 推進員は、その職務の遂行に当たっては、常に妊産婦及び乳幼児の人格を尊重し、その自発的な行動を促すように努めるとともに、愛情と誠意をもって行わなければならない。

2 推進員は、その職務遂行のための必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、市が行う母子保健の推進施策等の知識を深めるようにしなければならない。

3 推進員は、その職務上知り得た事項の一切について秘密を守らなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 推進員は、その職務中母子保健推進員証明書を携行するものとする。

(報告)

第 7 条 推進員は、推進活動の状況を明らかにした母子保健推進員活動報告書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、最初に委嘱された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

高岡市母子保健推進員協議会 規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 この会は、高岡市母子保健推進員協議会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、高岡市健康増進課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、母子保健の向上に寄与するため、高岡市における母子保健事業の推進に協力するとともに母子保健に関する正しい知識の習得に努め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市が実施する母子保健事業に対する協力
- (2) 母乳育児の推進
- (3) 母子保健に関する知識の啓発・普及
- (4) 母子保健に関する研修会の開催
- (5) その他、本会の目的達成に必要と認められた事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、高岡市母子保健推進員とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を年度当初に納入しなければならない。既納会費は、返納しない。

- 2 途中入会した場合も会費を納入しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|--------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 書記 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 | (5) 会計 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 | (6) 監事 | 2名 |

- 2 会長・副会長・書記・会計・及び監事は、理事会において推挙し、総会において承認を得るものとする。

- 3 理事は、各ブロックの会員の中から各々2名選出された者を持つてあてる。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この会則に定める事項を審議する。
- 4 書記は、本会の事務に従事する。
- 5 会計は、本会の出納、その他の会計事務に従事する。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再選を妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も、後任者が選任されるまでの間その職務を行うことができる。

第5章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は、年1回開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が召集する。

3 理事会は、必要に応じ会長が召集する。

(会議の運営及び表決)

第11条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 会議の議長は、会長が指名する。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定又は変更

(2) 会費の額及び負担方法

(3) 事業計画及び収支予算の承認

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) その他、会長において必要と認めた事項

(理事会の審議事項)

第13条 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) その他、会長において必要と認めた事項

第6章 会 計

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費及び委託金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 委 任

(委 任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

[附 則] この規約は、平成18年4月21日から施行する。

平成28年4月22日一部改正。

高岡市健康づくり推進懇話会運営要領

1 趣旨

「健康たかおか輝きプラン(第2次)」の基本理念「健やかに自分らしく輝き、元気と笑顔があふれるまち 高岡」の実現を目指して、地域健康づくり推進懇話会及び健康づくりボランティア団体等が相互に交流を図り、連携のとれた健康づくり活動ができるよう支援するため、「高岡市健康づくり推進協議会」に健康づくりの実践組織として「高岡市健康づくり推進懇話会(以下「懇話会」という。)」を設置する。

2 事業内容

(1) 地域健康づくり推進懇話会の支援に関する次の事項の実施

- ① 地域および団体相互の健康づくりに関する情報交換
- ② 保健事業および健康づくりに関する研修会
- ③ その他

(2) 高岡市からの受託事業の実施

- ① 地域健康づくり推進懇話会での健康づくり・介護予防事業への助成
- ② 「健康たかおか輝きプラン(第2次)」の啓発媒体の作成・普及
- ③ その他

3 会員

28地域健康づくり推進懇話会の代表者を会員とする。

4 役員

- (1) 懇話会に、会長1名、副会長若干名、書記1名、会計1名を置く。
- (2) 会長は、会員の互選によるものとし、副会長、書記および会計は、会長が指名する。
- (3) 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- (4) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- (5) 役員任期は2年とする。ただし再選は妨げない。
(役員に欠員を生じたときは補充することができる。この場合、補充される役員任期は、前任者の残任期間とする。)

5 参与

- (1) 本会に、参与を置くことができる。
- (2) 参与は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができるとともに、会計を監査する。

6 会議

- (1) 懇話会は、必要に応じて会長が召集する。
- (2) 会議の議長は、会長が行うものとする。

7 事務局

懇話会の事務局は、高岡市健康増進課内に置く。

8 その他

この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関する必要な事項は、その都度、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 5 月 19 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 25 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 31 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 29 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 3 日から適用する。

高岡市食生活改善推進協議会規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 この会は、高岡市食生活改善推進協議会（以下「本会」という。）と称する。
(事務局)

第2条 本会の事務局を高岡市健康増進課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、食生活及び栄養に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その活動の振興を図るため、会員相互の連携を密にし、市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食生活改善に係る栄養に関する研修及び大会の開催
- (2) 食生活、栄養に関する調査研究
- (3) 地区組織活動を活性化するための栄養知識の普及・啓発事業
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(事業計画・予算及び収支決算・事業報告)

第5条 本会の事業計画、予算、収支決算及び事業報告は会長が作成し、理事会の承認を得て総会に諮らなければならない。

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、高岡市が行う高岡市食生活改善推進員養成講座の修了者及び本会の理事会において認めるものとする。

(会費)

第7条 本会の会費は、理事会において定める額とし、毎年1回、別に定める期日までに納入しなければならない。

2 名誉会員は会費免除とする

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 常任理事 若干名
- (7) 地区理事 各地区より1名

(役員を選出)

第9条 会長は、選考委員会で選出し、総会において承認を得るものとする。

2 選考委員会は、理事会の代表10名をもって構成する。

- 3 会長は副会長、書記、会計、監事を指名し、総会において承認を得るものとする。
- 4 常任理事は、各部の部長とする。
- 5 地区理事は各地区から選出されたものとする。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 常任理事は、各部会の運営を行う。
- 4 地区理事は、理事会を組織して会務について審議する。
- 5 書記は、事務処理を行う。
- 6 会計は、本会の経理を行う。
- 7 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(顧問及び参加)

第12条 本会に顧問及び参加を置くことができる。

- 2 顧問及び参加は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び選考委員会、理事会とする。

- 2 総会は、定例総会、臨時総会とし、定例総会は年1回、臨時総会は理事会で必要と認められた時に会長が招集する。
- 3 理事会は、会長、副会長、書記、会計、監事、常任理事、地区理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。
- 4 理事会に、専門部会を置く。

第6章 会計

(会計)

第14条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充て、本会の目的達成のための事業を行う。

(事業年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(会則の改正)

第16条 本会の会則を改正する時は、理事会において立案し総会に諮ってこれを決する。

(その他)

第17条 この規約に定めのない事項については、理事会において定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

高岡市ヘルスボランティア協議会規約

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 この会は、高岡市ヘルスボランティア協議会（以下「本会」という）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務所を高岡市健康増進課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、高岡市における健康づくり事業の推進に協力するとともに、健康に関する支援活動を行い、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 健康づくり事業（各種健診、健康相談、健康教室、健康フェスティバル、健康調査等）に対する協力
- (2) 健康づくりに関する研修会の開催及び知識の啓発・普及
- (3) 地域における健康づくりの推進活動
- (4) 健康づくりに関する支援活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業

(事業計画及び予算)

第5条 本会の事業計画、予算、収支決算及び事業報告書は、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

第3章 会員及び会費

(会員)

第6条 会員は、ヘルスボランティア養成講座修了者で本会の趣旨に賛同する者とする。

(会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	監事	2名
副会長	若干名	部長、副部長	若干名
書記	若干名	理事	若干名
会計	1名		

2 理事は各地区から選出する。

3 部長、副部長は、専門部会で互選する。

4 会長、副会長、書記、会計および監事は、理事会の推薦とし、これらの役員は総会において承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 書記は、事務処理を行う。

- 4 会計は、本会の経理を行う。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。
- 6 地区理事は、理事会を組織して、会務について審議し執行する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠により、就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第11条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるができる。

第5章 会 議

(会 議)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会及び執行部・役員会とし、すべて構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会は、定例総会・臨時総会とし、定例総会は年1回、臨時総会は理事会で必要と認められた時に会長が招集する。
- 3 理事会は、役員及び理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。
- 4 理事会には、必要に応じ、専門部会をおくことができる。
- 5 役員会は、執行部及び監事、専門部長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。
- 6 執行部会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第6章 会 計

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

第15条 本会の会則を修正変更するときは、理事会において、これを定め、総会に諮ってこれを決する。

第16条 この規約に定めのない事項については、理事会に諮り、会員が定める。

附 則

この規約は平成18年4月1日から施行する。

高岡市環境保健衛生協会規約

(目 的)

第1条 この協会は、高岡市内の地区又は校下の環境保健衛生機関相互の密接な連携のもとに高岡市の環境保健衛生行政の施策と呼応して環境保健衛生事業を推進し、もって全市民の健康で明るい生活とまちづくりの実現に資することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この協会は、高岡市環境保健衛生協会（以下「協会」という。）という。

2 協会の事務所は、高岡市役所福祉保健部に置く。

(組 織)

第3条 協会は、高岡市に居住する全世帯を会員とし、地区又は校下毎の会員によって構成される環境保健衛生協議会（以下「地区協議会」という。）の委員をもって構成する。

(富山県環境保健衛生連合会高岡支部)

第4条 この協会は、富山県環境保健衛生連合会の高岡支部を兼ねるものとする。

(協会の事業)

第5条 協会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 環境保健衛生についての知識の向上及び思想の普及に関すること。
- (2) 地区又は校下の衛生組織活動の推進に関すること。
- (3) 健康教室及び研修会の開催に関すること。
- (4) 優秀モデル地区に関すること。
- (5) 優秀地区及び環境保健衛生功労者の表彰に関すること。
- (6) 生活環境の整備及び美化に関すること。
- (7) 関係機関及び団体との連絡に関すること。
- (8) その他協会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	6名 以内
常任理事	10名 以内
理 事	30名 以内
監 事	2名

2 協会に顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、理事会において推挙し、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事は、地区協議会からの選出者及び会長の推挙する若干名をもって充てる。
- 3 常任理事は、理事のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

3 常任理事及び理事は、協会の運営について審議する。

4 監事は、協会の会計を監査する。

5 顧問は、会長の諮問に応ずる。

6 参与は、会務の運営に参加する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第10条 協会の事務を処理するため、幹事を置くことができる。

(会議)

第11条 協会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。

(総会開催)

第12条 総会は、環境保健衛生委員等をもって構成し、毎年1回開催する。

2 会長は、理事の過半数以上の者から会議に付議する事項を示して総会の招集を請求されたときは、臨時に総会を招集しなければならない。

(総会運営)

第13条 総会の議長は、会長が務める。

2 総会の議事その他総会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(総会承認事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を承認する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画
- (3) 収入支出予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他会長が必要と認める重要な事項

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、特別な事項を審議する。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会費の徴収に関する事項
- (2) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (3) 総会に付議する事項
- (4) 会により委任された事項
- (5) その他会議に必要な事項

(収入・支出予算)

第17条 協会の経費は、会費、寄付金、助成金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第18条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第 19 条 この規約の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 10 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

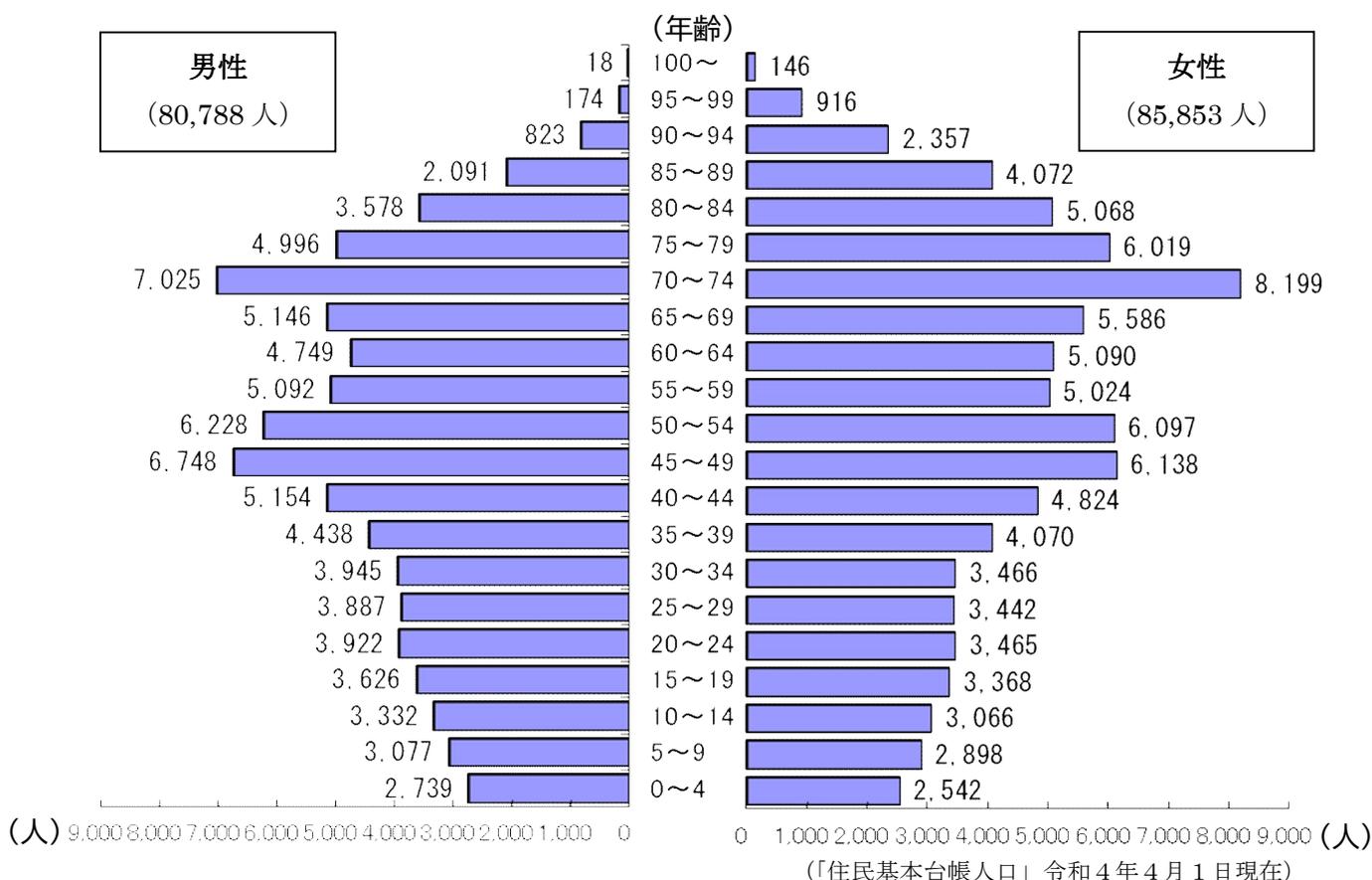
この規約は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

参考資料

1 高岡市年齢別(5歳階級)人口構成



2 人口及び高齢者人口割合の推移

高岡市の人口

年	総人口 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢者人口比率 (%)
R1	171,174	56,110	32.8
R2	169,530	56,334	33.2
R3	168,390	56,434	33.5
R4	166,641	56,214	33.7

「住民基本台帳人口」
令和4年4月1日現在

富山県の人口

年	総人口 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢者人口比率 (%)
R4	1,016,323	331,064	33.2

「富山県の人口」令和4年10月1日現在
構成比は、分母から年齢不詳を除いて算出

全国の総人口

年	総人口 (千人)	65歳以上人口 (千人)	高齢者人口比率 (%)
R4	124,947	36,236	29.0

「総務省統計局人口推計」
令和4年10月1日現在

3 人口動態

－令和2年と令和3年の比較－

区分		高岡市		富山県		国	
		実数	率	実数	率	率	
出生 (人口千対)	R2	987	6.1	6,256	6.1	6.8	
	R3	988	6.2	6,076	6.0	6.6	
死亡 (人口千対)	R2	2,123	13.0	12,981	12.8	11.1	
	R3	2,290	14.5	13,650	13.5	11.7	
乳児死亡 (出生千対)	R2	4	4.1	11	1.8	1.8	
	R3	2	2.0	13	2.1	1.7	
新生児死亡 (出生千対)	R2	2	2.0	5	0.8	0.8	
	R3	2	2.0	7	1.2	0.8	
死産 (出産千対)	総数	R2	11	11.0	116	18.2	20.1
		R3	19	18.9	118	19.1	19.7
	自然死産	R2	8	8.0	53	8.3	9.5
		R3	13	12.9	74	11.9	9.8
	人工死産	R2	3	3.0	63	9.9	10.6
		R3	6	6.0	44	7.1	9.9
周産期死亡	総数 (出産千対)	R2	6	6.1	22	3.5	3.2
		R3	6	6.0	27	4.4	3.4
	妊娠満22週 以後の死産 (出産千対)	R2	4	4.0	17	2.7	2.5
		R3	4	4.0	21	3.4	2.7
	早期新生児 死亡 (出生千対)	R2	2	2.0	5	0.8	0.7
		R3	2	2.0	6	1.0	0.6
婚姻 (人口千対)	R2	594	3.6	3,720	3.7	4.3	
	R3	590	3.7	3,548	3.5	4.1	
離婚 (人口千対)	R2	164	1.01	1,239	1.22	1.57	
	R3	207	1.31	1,164	1.15	1.50	

(令和2年、令和3年人口動態統計)

4 死因順位

順位	高岡市			富山県		国	
	死因	実数	率	死因	率	死因	率
1	悪性新生物	607	383.8	悪性新生物	356.1	悪性新生物	310.7
2	老 衰	295	186.5	心 疾 患	184.0	心 疾 患	174.9
3	心 疾 患	269	170.1	老 衰	163.3	老 衰	123.8
4	脳血管疾患	168	106.2	脳血管疾患	105.9	脳血管疾患	85.2
5	肺 炎	126	79.7	肺 炎	66.3	肺 炎	59.6
6	誤嚥性肺炎	104	65.8	不慮の事故	47.9	誤嚥性肺炎	40.3
7	不慮の事故	83	52.5	誤嚥性肺炎	43.6	不慮の事故	31.2
8	腎 不 全	48	30.3	アルツハイマー症	29.5	腎 不 全	23.4
9	アルツハイマー症	43	27.2	血管性及び 詳細不明の認知症	24.5	アルツハイマー症	18.7
10	血管性及び 詳細不明の認知症	42	26.6	腎 不 全	23.7	血管性及び 詳細不明の認知症	18.2

(注 人口10万人対)

(令和3年人口動態統計)

5 悪性新生物の部位別順位

順位	高岡市			富山県		国	
	死因	実数	率	死因	率	死因	率
1	気管、気管支及び肺	110	69.6	気管、気管支及び肺	63.6	気管、気管支及び肺	62.1
2	胃	81	51.2	胃	44.9	胃	33.9
3	結 腸	67	42.4	膵	39.3	膵	31.4
4	膵	59	37.3	結 腸	34.9	結 腸	30.0
5	胆のう及び他の胆道	29	18.3	肝及び肝内胆管	20.8	前 立 腺	22.1
6	悪性リンパ腫	27	17.1	胆のう及び他の胆道	20.1	肝及び肝内胆管	19.6
7	食 道	26	16.4	悪性リンパ腫	15.3	胆のう及び他の胆道	14.8
8	前 立 腺	23	14.5	直腸S状結腸移行部	13.2	直腸S状結腸移行部	12.7
9	直腸S状結腸移行部	22	13.9	乳 房	11.9	乳 房	12.1
	乳 房	22	13.9				
10	-	-	-	膀 胱	11.6	悪性リンパ腫	11.4

(注 人口10万人対)

(令和3年人口動態統計)

6 胃がん死亡率（人口10万対）の年次推移

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30	R1	R2	R3
全国	38.7	40.3	40.3	39.9	39.7	37.2	36.3	35.6	34.7	34.3	33.9
富山県	55.1	55.9	49.8	52.8	51.3	51.5	50.2	44.1	47.4	45.4	44.9
高岡市 (死亡者数)	58.2 (102)	59.1 (102)	43.4 (74)	53.7 (96)	66.8 (116)	55.8 (95)	63.8 (106)	60.1 (99)	58.3 (95)	44.2 (72)	51.2 (81)

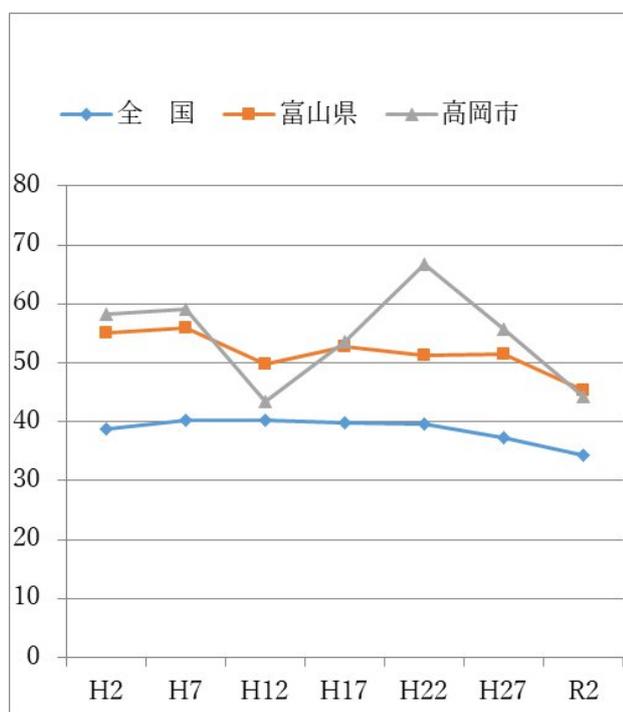
(令和3年人口動態統計)

7 肺がん死亡率（人口10万対）の年次推移

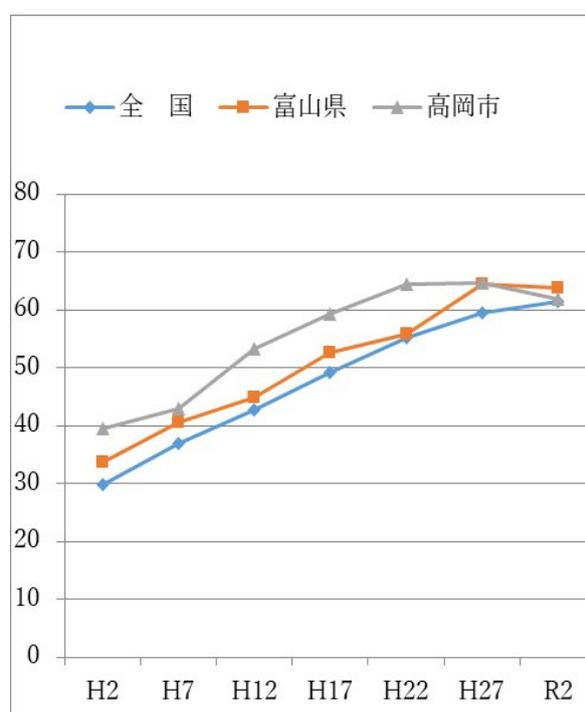
区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30	R1	R2	R3
全国	29.7	36.8	42.8	49.2	55.2	59.4	59.5	59.8	60.9	61.3	62.1
富山県	33.6	40.5	44.9	52.5	55.8	64.4	64.2	60.5	62.2	63.8	63.6
高岡市 (死亡者数)	39.4 (69)	42.9 (74)	53.3 (91)	59.3 (106)	64.5 (112)	64.6 (110)	72.8 (121)	58.9 (97)	71.2 (116)	61.9 (101)	69.6 (110)

(令和3年人口動態統計)

胃がん死亡率の推移



肺がん死亡率の推移



8 高岡市の健康寿命の年次推移

	男 性					女 性				
	H29	H30	R 1	R2	R3	H29	H30	R 1	R2	R3
健康寿命 〔歳〕	78.97	79.25	79.39	80.19	79.62	83.44	84.09	84.89	84.19	84.59
不健康な 期間〔年〕	1.56	1.71	1.62	1.80	1.58	3.30	3.73	3.81	3.79	3.78

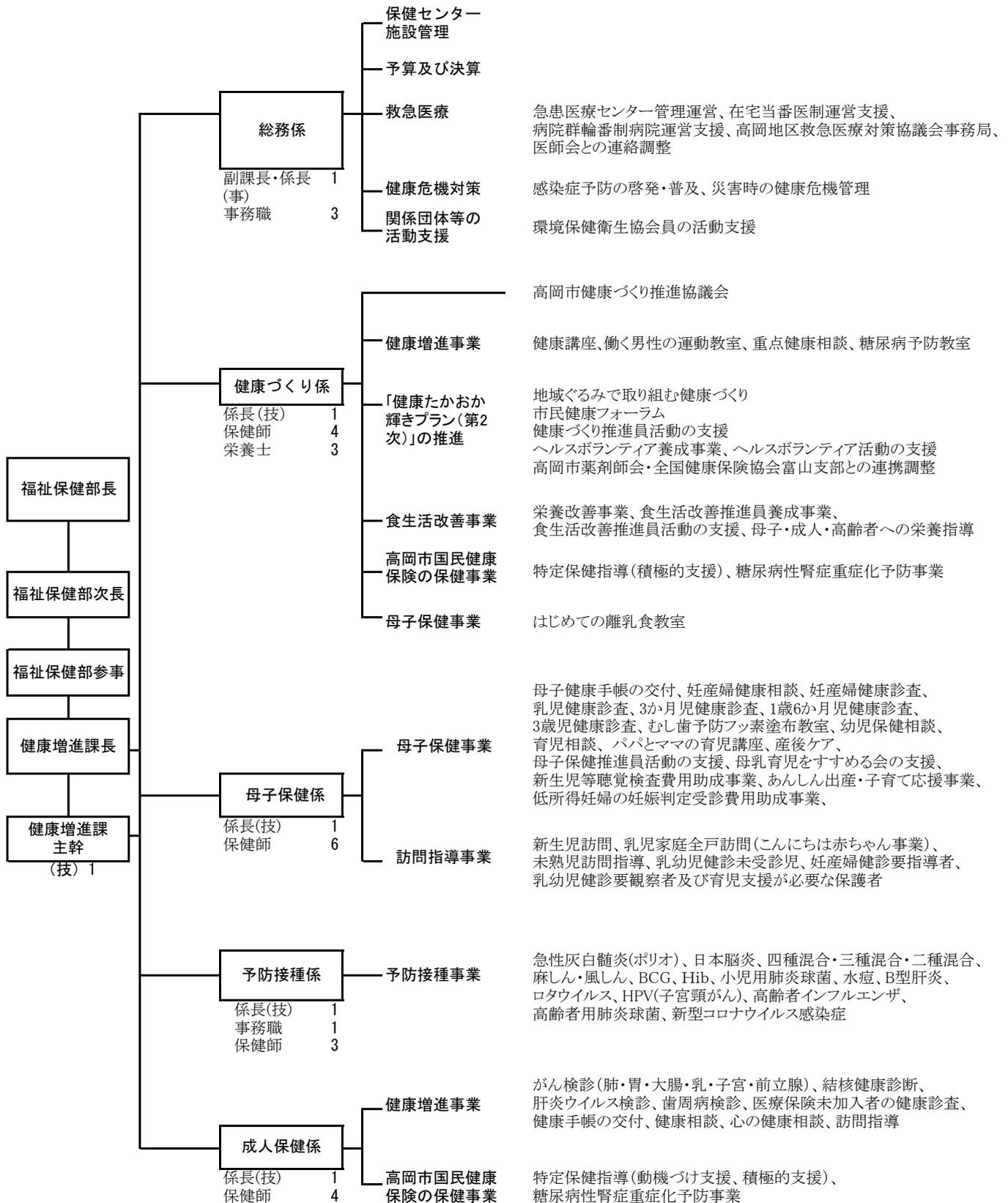
※健康寿命＝平均寿命（0歳児の平均余命）－日常生活動作に介助が必要な期間

※不健康な期間＝平均寿命－健康寿命

※平成24年度厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」「健康寿命の算定プログラム」により算出（健康増進課試算）

機構及び事務分掌

(令和5年4月1日現在)



健康増進課事業の沿革

※ ★印は旧福岡町の事業を示しています。

年 月	保健事業の主な内容
昭和 30 年	「高岡市環境衛生協会」発足
昭和 33 年 4 月	結核住民検診と併設して循環器集団検診開始
昭和 34 年 4 月	住民検診受診率が、人口 10 万人以上の都市として、全国最高の 82.6%の実績を達成
昭和 39 年 4 月	ポリオ生ワクチン定期接種開始
昭和 40 年 7 月	★「西砺波郡福岡町食生活改善推進協議会」設立
昭和 43 年 4 月～昭和 48 年 3 月	二種混合予防接種実施
昭和 43 年 5 月	「高岡市環境衛生協会」を「高岡市保健衛生協会」に改称
昭和 46 年 4 月	3 か月児健診開始
昭和 46 年 4 月	在宅寝たきり老人家庭訪問開始
昭和 46 年 4 月	胃がん検診車による集団検診開始
昭和 48 年	コレラ予防接種中止
昭和 48 年 4 月	三種混合開始
昭和 49 年 4 月	乳幼児・小中学生の結核健康診断開始
昭和 50 年 6 月	★「母子保健推進員制度」の発足
昭和 51 年 4 月	小学 6 年生の二種混合Ⅱ期予防接種開始
昭和 51 年 4 月	日本脳炎予防接種を臨時接種として実施
昭和 51 年 4 月	保健師と理学療法士の同行訪問開始
昭和 51 年 6 月～平成 5 年 3 月	姫野地区で「愛育班活動」実施
昭和 51 年 8 月	「母子保健推進員制度」の発足（30 人） 妊婦への声かけ訪問開始
昭和 51 年	予防接種法改正により種痘定期接種中止
昭和 52 年	★機能訓練事業開始
昭和 52 年 8 月～平成 13 年 10 月	中学生女子の風疹予防接種実施
昭和 52 年 10 月	先天性代謝異常検査開始により、母子健康手帳交付時に試験紙配付
昭和 53 年 3 月	★福岡町保健センター開設
昭和 53 年 4 月	国民健康保険保健師が市町村へ移管され、環境衛生部衛生課に所属(14 人)
昭和 53 年 4 月	市庁舎に健康相談室開設
昭和 53 年 4 月	2 歳児歯科健診を廃止し、1 歳 6 か月児健診開始
昭和 53 年 4 月	健康づくり栄養教室開始（食生活改善推進員養成が県から市での実施へ）
昭和 53 年 4 月～平成 8 年 3 月	妊婦教室開始
昭和 53 年 5 月	生活機能訓練事業開始
昭和 53 年 6 月	「母乳育児をすすめる会」設立
昭和 53 年 8 月	麻疹予防接種の個別接種開始
昭和 53 年 9 月	地域健康づくりのつどい教室開始
昭和 53 年 9 月	病院群輪番制開始
昭和 53 年 9 月	在宅当番医制開始

昭和 53 年 11 月	「母乳育児をすすめる会」と共催で母乳育児をたたえる会開催
昭和 54 年 4 月	「高岡市健康づくり推進協議会」設置
昭和 54 年 4 月	「高岡市食生活改善推進協議会」設立
昭和 54 年 9 月～平成 2 年	★健康まつり開催
昭和 54 年 12 月	★福岡町健康づくり推進協議会設置
昭和 55 年 4 月	4 か月児健診開始
昭和 55 年 4 月	母子健康手帳交付を県から市へ委譲
昭和 55 年 5 月	市町村栄養改善事業開始
昭和 55 年 11 月	高岡市急患医療センター開設
昭和 56 年 10 月～平成 12 年 10 月	肥満予防教室実施
昭和 57 年 2 月～昭和 59 年 3 月	未婚女性健康教室実施
昭和 57 年 4 月～平成 3 年 3 月	1 歳 6 か月児健診に併設して婦人の健康診査実施
昭和 57 年 5 月	母乳育児相談開始
昭和 57 年 9 月	「市民健康づくり広場」開催
昭和 57 年 12 月～昭和 62 年 12 月	県民運動モデル事業（健康づくり実践教室）実施
昭和 58 年	ヘルスボランティア活動導入
昭和 58 年	健康づくりコース整備〔城光寺運動公園コースと高岡古城公園コース〕
昭和 58 年	★結核対策推進優良町表彰（財団法人結核予防会）
昭和 58 年 4 月	結核検診を胃がん集団検診に併設
昭和 58 年 6 月	老人保健法に基づく基本健康診査事業を開始（市医師会に委託）
昭和 60 年 5 月	「高岡市母子保健推進員協議会」設立 訪問連絡活動の事業委託開始
昭和 60 年 8 月	「高岡地区救急医療対策協議会」発足
昭和 60 年 11 月	遊びとむし歯予防の育児学級開始
昭和 61 年	★第 1 回福岡町健康フェスティバル開催 特別講演講師「竹腰美代子氏」
昭和 61 年 1 月	★福岡町母子保健推進員連絡協議会設立
昭和 61 年 4 月	市保健センターを現住所（本丸町 7 番 25 号）に開設
昭和 61 年 4 月	「食生活改善推進協議会」に事業委託開始
昭和 61 年 9 月	市民健康づくり広場を生き生き健康フェスティバルと改称して実施
昭和 62 年 4 月	「母子保健推進員協議会」に育児学級を事業委託開始
昭和 62 年 4 月	第一次健康管理システム導入（がん検診・乳幼児健康診査及び予防接種のデータ管理開始）
昭和 62 年 4 月	肺がん検診・乳がん検診開始
昭和 62 年 6 月	幼児教室開始（1 歳 6 か月児健診事後、年間 4 回）
昭和 62 年 7 月～平成 9 年 3 月	糖尿病対策事業開始（市医師会と連携し、健康相談や夜間の健康教育を実施）
昭和 62 年 9 月	生き生き健康フェスティバルに併せて日曜がん検診の開始（年 1 回）
昭和 62 年 10 月	1 歳 6 か月児健診に心理相談員配置
昭和 63 年	★結核対策推進特別優良町表彰（財団法人結核予防会）
昭和 63 年 4 月	がん対策モデル事業開始（過去 3 年間の未受診者にアンケート調査及び受診勧奨はがき通知）

昭和 63 年 4 月	がん予防講演会・教室開始
昭和 63 年 4 月	子宮がん施設検診開始（市医師会委託）
昭和 63 年 4 月～平成 4 年 3 月	健康なまちづくり事業開始
平成元年	★がん対策推進員制度発足
平成元年 4 月～平成 12 年 3 月	在宅ねたきり病人への保健師と歯科医師・歯科衛生士との同行訪問実施
平成元年 12 月～平成 7 年	がん対策推進員の養成開始
平成 2 年～平成 8 年 3 月	胃がん検診の土曜検診開始
平成 2 年	★大腸がん検診開始
平成 2 年 4 月～平成 12 年 3 月	在宅ねたきり病人への保健師と皮膚科医師との同行訪問実施
平成 2 年 3 月～平成 10 年 6 月	各地域がん対策推進員懇話会開催
平成 2 年 6 月～平成 13 年 3 月	7 か月児相談実施
平成 2 年 9 月	「生き活き健康フェスティバル」第 1 回健康フォーラムー健康なまちづくりー
平成 2 年 9 月～平成 12 年 3 月	家庭介護教室実施
平成 3 年	★第 2 回福岡町健康フェスティバル 特別講演講師「はかま満男氏」
平成 3 年 1 月	胃がん検診の医師会施設検診開始
平成 3 年 2 月～平成 10 年 2 月	がん対策推進員研修会開催
平成 3 年 4 月	がん検診会場での健康教育開始
平成 3 年 4 月	「ヘルスポランテニア協議会」設立
平成 3 年 9 月	「生き活き健康フェスティバル」第 2 回健康フォーラムーがん検診をめぐって
平成 4 年 2 月	★「福岡町ヘルスポランテニア協議会」設立
平成 4 年	★第 3 回健康フェスティバル 特別講演講師「金子辰夫氏」
平成 4 年 4 月	生活習慣改善指導事業開始
平成 4 年 4 月	幼児教室を幼児保健相談会に改称して実施
平成 4 年 4 月	大腸がん検診開始
平成 4 年 4 月	機能訓練事業の修了生教室（B 型）開始
平成 4 年 4 月	思春期保健・福祉体験学習事業開始
平成 4 年 9 月	「生き活き健康フェスティバル」第 3 回健康フォーラムー高齢者の介護をめぐってー
平成 4 年 10 月～平成 10 年 3 月	出産前小児保健指導事業実施
平成 5 年	★第 4 回健康フェスティバル 特別講演講師「小林完吾氏」
平成 5 年 9 月	「生き活き健康フェスティバル」第 4 回健康フォーラムー歯の保健をめぐって
平成 6 年 3 月	高岡市老人保健福祉計画策定、★福岡町老人保健福祉計画策定
平成 6 年	★第 5 回健康フェスティバル 特別講演講師「高森和子氏」
平成 6 年 4 月	日本脳炎定期予防接種開始
平成 6 年 7 月	「健康づくりボランティア連絡会」設立
平成 6 年 9 月	「生き活き健康フェスティバル」第 5 回健康フォーラムー機能訓練をめぐって
平成 6 年 9 月	★町の組織再編により「環境保健課」を「保健福祉課」へ変更
平成 6 年 10 月～平成 15 年 9 月	風疹経過措置者の予防接種の啓発推進
平成 7 年	インフルエンザ予防接種中止

平成7年	★第6回健康フェスティバル 特別講演講師「北陣和春氏」
平成7年4月	第二次健康管理システム導入（基本健診・がん検診の個別案内開始・健診データの5年間分管理による健康教育や健康相談業務への活用）
平成7年4月	三種混合予防接種・乳幼児の風疹予防接種の個別接種開始
平成7年9月	女性の健康診査開始（一般健康診査・骨密度測定検査）
平成7年9月	第6回健康フォーラム ―丈夫な骨をつくるために―
平成8年	妊婦教室内容を充実してマタニティセミナーに改称
平成8年	★第7回健康フェスティバル 特別講演講師「桂小金治氏」
平成8年4月	こころの健康づくり教室開催 ★胃がん施設検診開始(医師会委託開始)
平成8年7月	★「福岡町がん対策推進協議会」設立
平成8年9月	「健康と生きがいフェスティバル」（「生き活き健康フェスティバル」と「たかおか健康長寿の祭典」を統合）開催
	第7回健康フォーラム―心の健康づくり―開催
平成9年3月	★福岡町母子保健計画策定
平成9年	★第8回健康フェスティバル 特別講演講師「三遊亭楽太郎氏」
平成9年4月	高岡市母子保健実施計画策定
平成9年4月	妊産婦・新生児訪問指導、妊産婦健康診査・乳児一般健康診査、3歳児健康診査が県から市へ委譲
平成9年4月	乳幼児の日本脳炎予防接種の個別接種開始
平成9年9月	健康づくり実践教室開始（糖尿病と肥満の予防を主にし、夜間の糖尿病教室から組替えた）
平成9年12月	★むし歯予防パーフェクト作戦事業実施（幼児フッ素塗布開始）
平成10年3月	★福岡町歯科保健計画策定
平成10年4月	ヘルスボランティア養成講座開始（県から市での実施に移行）
平成10年4月～平成13年3月	★機能訓練事業B型リハビリ開始
平成10年7月	健康づくり推進員制度設置（がん対策推進員制度廃止）
平成10年7月	健康づくり推進員研修会開催
平成10年10月	「地域健康づくり推進懇話会」を開催（がん対策推進員懇話会廃止）
平成10年10月	★第9回健康フェスティバル 特別講演講師「大山のぶ代氏」
平成11年3月	★福岡町エンゼルプラン策定
平成11年4月	マタニティセミナーの一環として、パパとママの育児講座開始
平成11年4月	★むし歯予防パーフェクト作戦事業（小学校フッ素洗口開始）
平成11年	★第10回健康フェスティバル 特別講演講師「市田ひろみ氏」
平成12年3月	「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画の策定」・「第4次老人保健事業計画」策定
平成12年3月	★福岡町高齢者保健福祉計画策定
平成12年4月	3歳児精神発達精密健康診査開始
平成12年4月	健康度評価事業開始(A票・B票)
平成12年4月	75歳高齢者訪問開始

平成 12 年 4 月	機能訓練事業の拡充 [A 型リハビリを 1 会場、B 型リハビリ (地域参加型) を 6 会場開設]
平成 12 年 4 月	★むし歯予防パーフェクト作戦事業 (中学校フッ素洗口開始)
平成 12 年	★第 11 回健康フェスティバル 特別講演講師「森末慎二氏」
平成 12 年 7 月	第 2 期健康づくり推進員の依頼 (820 名)
平成 12 年 10 月	地域住民参画による結核検診会場増設
平成 13 年	★第 12 回健康フェスティバル 特別講演講師「林家喜久蔵氏」
平成 13 年 4 月	新母子保健実施計画策定
平成 13 年 4 月	1 歳 6 か月児と 3 歳児健康診査に保育士配置
平成 13 年 4 月	3 歳児健康診査に視能訓練士配置
平成 13 年 4 月	高岡市ブックスタート事業実施 (3 か月児健康診査に併設)
平成 13 年 4 月	にこにこ教室開始
平成 13 年 4 月	介護予防・生きがい活動支援事業開始 [B 型リハビリ (地域参加型) を「おたっしや教室」の愛称で 11 会場に拡充]
平成 13 年 4 月	「高岡市ヘルスボランティア協議会」へリハビリ友の会支援事業委託
平成 13 年 4 月	保健センターに歯科診療施設開設
平成 13 年 4 月	フッ素塗布事業開始
平成 13 年 4 月	高コレステロール血症の個別健康教育開始
平成 13 年 4 月	乳がん検診を超音波検査からマンモグラフィ検査に変更
平成 13 年 6 月	市内の運動増進施設への委託方式による運動体験教室開始
平成 13 年 11 月	高齢者インフルエンザ予防接種開始
平成 14 年 1 月	26 地域健康づくり推進懇話会を開催し、市民の健康づくりについて意見交換実施 ー「高岡いきいき健康プラン 21」策定に向けてー
平成 14 年 1 月	★「保健福祉課」から「健康福祉課」へ名称変更
平成 14 年 3 月	★新福岡町母子保健計画策定
平成 14 年 4 月	★ぴよっこ広場 (乳児子育て相談会) 開始 ★わんぱく広場 (幼児子育て支援)、すこやか相談会 (発達相談会) を開始 [わんぱく教室 (言葉の相談会・子育て支援) から分離]
平成 14 年 4 月	耐糖能異常の個別健康教育開始
平成 14 年 5 月	市民健康意識調査実施 (2,000 件)
平成 14 年 5 月	★福岡町健康福祉センター開設
平成 14 年 6 月	肝炎ウイルス検診開始
平成 14 年 6 月	高岡市健康づくり推進協議会委員を 20 人、顧問 1 人とする 「高岡いきいき健康プラン 21 策定」に向けて検討開始
平成 14 年 7 月	「市民健康フォーラム」開催 (健康づくり推進員研修会から組替え) ー生き生きと活力にあふれる市民の健康をめざしてー
平成 14 年 7 月	第 3 期健康づくり推進員の依頼 (926 名)
平成 14 年 10 月	★がん予防普及推進大会 (第 1 回目)
平成 15 年 3 月	「高岡いきいき健康プラン 21」策定

平成 15 年 3 月	「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」の策定（見直し）
平成 15 年 3 月	★新福岡町歯科保健計画策定
平成 15 年 4 月	小・中学生の結核健康診断廃止
平成 15 年 4 月	歯科健康づくり教室開始
平成 15 年 4 月	喫煙の個別健康教育開始
平成 15 年 6 月	40 歳の節目年齢者に歯周疾患検診開始
平成 15 年 7 月	「高岡市民健康フォーラム」(市民健康フォーラム名称変更)ーたばこと健康について考えるー
平成 15 年 7 月	地域健康づくり推進懇話会代表者会の開催
平成 15 年 9 月	「高岡いきいき健康プラン 21」評価検討部会の設置（高岡市健康づくり推進協議会）
平成 15 年 10 月	保健事業推進功労厚生労働大臣団体表彰受賞
平成 15 年 10 月	★がん予防普及推進大会（第 2 回目）
平成 15 年 10 月	★淵ヶ谷診療所休止
平成 16 年	★前立腺がん検診導入
平成 16 年 4 月	「高岡いきいき健康プラン 21」に基づく健康手帳の作成
平成 16 年 4 月	がん予防推進モデル地区事業開始
平成 16 年 6 月	50 歳の節目年齢者に歯周疾患検診開始
平成 16 年 7 月	高岡市健康づくり推進協議会委員を 21 人・顧問 1 人とする
平成 16 年 7 月	高岡市健康づくり推進団体代表者会の設置（高岡市健康づくりボランティア連絡会の改組）
平成 16 年 7 月	「高岡市民健康フォーラム」ー食と健康について考えるー
平成 16 年 7 月	第 4 期健康づくり推進員の依頼（1,055 名）
平成 16 年 10 月	★第 13 回健康フェスティバル 特別講演講師「室井祐月氏」
平成 17 年 3 月	「高岡市次世代育成支援行動計画」の策定
平成 17 年 3 月	★「福岡町次世代育成支援行動計画」の策定
平成 17 年 4 月	課名が「保健センター」から「健康増進課」へ変更となる
平成 17 年 4 月	がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正により、 子宮がん検診の対象年齢の変更（20 歳以上の偶数年齢） 乳がん検診の対象年齢の変更（40 歳以上）
平成 17 年 4 月	BCG・日本脳炎第Ⅱ期・第Ⅲ期が集団接種から個別接種へ変更
平成 17 年 4 月	結核予防法の改正により、結核健診の対象年齢の変更（65 歳以上） ツベルクリン反応検査を廃止し、BCG 直接接種（接種期間は生後 3 か月～6 か月未満）
平成 17 年 4 月	マタニティセミナーを高岡市民病院と共催で実施
平成 17 年 4 月	母子健康手帳の表紙をドラえものの市のオリジナル版とする
平成 17 年 4 月	3 か月児健康診査時に小児科医の講座開始
平成 17 年 5 月	日本脳炎ワクチン差し控え
平成 17 年 5 月	「げんき高岡はつらつ体操」を作成、普及

平成 17 年 7 月	「高岡市民健康フォーラム」ーもっと体を動かす生活習慣づくりを！ー
平成 17 年 7 月	日本脳炎第Ⅲ期廃止
平成 17 年 9 月	若い世代の健康診査開始（一般健康診査・骨密度測定検査）（女性の健康診査の組換え）
平成 17 年 11 月 1 日	新高岡市誕生
平成 17 年 11 月	健康増進課福岡分室を設置
平成 17 年 11 月	第三次健康管理システム導入（オンライン化、生活機能評価・前立腺がん検診業務での活用）
平成 18 年 3 月	「運動体験教室」「機能訓練事業」を廃止
平成 18 年 4 月	食生活改善推進協議会、母子保健推進員協議会、ヘルスポランティア協議会が、各々新協議会として発足
平成 18 年 4 月	第 5 期健康づくり推進員の依頼（1, 238 名）
平成 18 年 4 月	前立腺がん検診開始（60・65・70・75 歳の男性）
平成 18 年 4 月	「むし歯予防フッ素塗布教室」の実施（フッ素塗布料金無料。対象者は 1 歳 6 か月児、2 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児）
平成 18 年 4 月	麻しん及び風しんの単抗原ワクチンが定期予防接種から外れる 麻しん・風しん混合ワクチンとして第 1 期、第 2 期と年齢区分される
平成 18 年 4 月	「筋力アップ教室」開始（B 型リハビリ教室「おたっしや健康教室」を介護予防事業として再編）
平成 18 年 4 月	「げんき高岡はつらつ体操～ストレッチング編～」を作成、普及開始
平成 18 年 6 月	高岡市母子保健推進員の訪問連絡活動の対象を 1 歳から 7 か月児へ変更
平成 18 年 6 月	基本健康診査に生活機能評価を追加（介護保険法の改正）
平成 18 年 6 月	「健康づくりスタート教室」を開始〔内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防〕
平成 18 年 6 月	「ヘルシー（減脂）運動教室」を開始
平成 18 年 6 月	麻しん及び風しん単抗原ワクチンを定期予防接種に追加
平成 18 年 9 月	「健康と生きがいフェスティバル」と「高岡市民健康フォーラム」を一体的に実施（「歯の健康ー持ちつづけよう、自分の歯を！」）
平成 18 年 9 月	「健康づくりチャレンジ教室」を開始（重点健康相談地区巡回分を組替え）
平成 18 年 9 月	とやま医療健康システム株式会社へ株主として 4, 000 万円を出資
平成 19 年 3 月	思春期保健福祉体験事業の廃止
平成 19 年 4 月	健康増進課福岡分室を縮小（保健師 2 名体制に縮小）
平成 19 年 4 月	「筋力アップ教室」を健康づくり推進団体代表者に委託（主管課高齢介護課） 生後 3 か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）開始
平成 19 年 4 月	結核予防法の廃止に伴い、BCG（結核）予防接種が予防接種法に改正される
平成 19 年 4 月	妊婦一般健康診査の助成回数を 4 回から 5 回に増やし、併せて子宮頸部がん検診も開始
平成 19 年 4 月	健康づくり担当を新設
平成 19 年 4 月	介護予防事業を高齡介護課へ移管（保健師 1 名・理学療法士 1 名が異動）

平成 19 年 4 月	肝炎ウイルス検診の節目対象者を 40 歳のみとする。 (国の実施要領改正)
平成 19 年 4 月	65 歳以上の生活機能評価の判定対象から要支援・要介護認定者を除く (〃)
平成 19 年 6 月	「高岡市保健衛生協会」を「高岡市環境保健衛生協会」に改称
平成 19 年 6 月～平成 20 年 2 月	高岡いきいき健康プラン 21 の中間評価の実施(高岡市健康づくり推進協議会に依頼)
平成 19 年 7 月	とやま医療健康システム株式会社へ株主として 2,000 万円を出資
平成 19 年 8 月	健康づくり推進員に対して「健康づくりに関するボランティア調査」を実施
平成 19 年 9 月	母子健康手帳の交付時に「マタニティマークステッカー」の配布を開始(「母乳育児をすすめる会」の提供)
平成 19 年 9 月	「市民健康フォーラム」～休養とこころの健康～
平成 19 年 9 月	若い世代の健康診査の骨密度測定検査を廃止
平成 20 年 2 月	「高岡いきいき健康プラン 21」の中間のまとめ及び概要版の作成
平成 20 年 3 月	第 6 期健康づくり推進員の依頼 (1,284 名)
平成 20 年 4 月	肺がん施設検診の開始
平成 20 年 4 月	あなたのまちで!職場で!「健康講座」の開始
平成 20 年 4 月	乳児一般健康診査受診票の交付を 3 か月児健康診査時に変更
平成 20 年 4 月	麻しん・風しん第 3 期、第 4 期予防接種が定期予防接種に追加(5 年間の時限措置)
平成 20 年 4 月	特定健康診査の開始
平成 20 年 4 月	健康対策担当及び保健指導担当を母子保健・予防接種担当、成人保健担当に再編
平成 20 年 4 月	養育支援家庭訪問事業の開始
平成 20 年 4 月	妊婦一般健康診査に検査項目を追加
平成 20 年 6 月	歯周病疾患検診の対象者に 60 歳・70 歳を追加
平成 20 年 6 月	とやま医療健康システム株式会社株主としてとやま PET 画像診断センター株主優待券を配布
平成 20 年 7 月	ケーブルテレビで元気はつらつ料理の放映開始
平成 20 年 7 月	医療保険未加入者の健康診査の開始
平成 20 年 9 月	「市民健康フォーラム」～こころの健康、いのち・性・生～
平成 20 年 10 月	若い世代の健康診査の内容を特定健康診査に準じて実施
平成 20 年 9 月	特定保健指導の開始
平成 21 年 4 月	胃がん検診(施設検診)として内視鏡検査開始
平成 21 年 4 月	がん検診の節目年齢に 65 歳、前立腺がん検診対象者に 50 歳・55 歳を追加
平成 21 年 4 月	歯周疾患検診の対象者に 45 歳・55 歳・65 歳を追加
平成 21 年 4 月	妊婦一般健康診査の助成回数を 5 回から 14 回に増やし、検査項目を追加。また、県外医療機関等での受診者に対し健診費の償還払いを開始
平成 21 年 4 月	妊婦歯科健診事業開始
平成 21 年 4 月	第 2 種社会福祉事業開始(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業)
平成 21 年 6 月	日本脳炎乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(新ワクチン)の使用が認可
平成 21 年 6 月	「高岡市新型インフルエンザ対策行動計画」策定
平成 21 年 8 月～10 月	富山県子宮頸がん検診 HPV 検査導入モデル事業実施

平成 21 年 9 月	「市民健康フォーラム」～防ごう、備えよう新型インフルエンザ～今、私たちにできること～
平成 21 年 10 月	緊急経済対策として女性特有のがん検診推進事業（乳頸がん・子宮がん）を実施し、検診手帳・無料クーポン券を送付
平成 21 年 10 月	30～39 歳を対象に乳がん検診（乳房超音波検査）とクーポン券対象者の乳がん検診（マンモグラフィ）を北陸予防医学協会高岡総合健診センターにて実施
平成 21 年 10 月	「地域子育て力・サポート事業」の開始。「妊婦模擬体験」の実施
平成 21 年 10 月	新型インフルエンザワクチン接種費用の助成開始
平成 21 年 11 月	第 7 期健康づくり推進員の依頼（1,385 名）
平成 21 年 11 月	日本脳炎ワクチン接種で、3 歳児積極的勧奨が再開
平成 22 年 4 月	レディースディ検診を北陸予防医学協会高岡総合健診センターにて開始
平成 22 年 4 月	健康増進課の記録マニュアル（面接記録等の手引書）を作成
平成 22 年 4 月	心の健康相談室を設置し、保健師・臨床心理士による相談対応を開始
平成 22 年 7 月	日本脳炎ワクチン接種において、差し控え中の対象者への接種機会の確保
平成 22 年 7 月	「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」接種の開始
平成 22 年 8 月	「市民健康フォーラム」～身体活動と運動の推進～
平成 22 年 10 月	「メタボ撃退！高岡名所めぐり体操」を考案し、発表
平成 22 年 12 月	高岡古城公園でコブハクチョウより高病原性鳥インフルエンザ発生
平成 23 年 1 月	妊婦一般健康診査（7 回目）に HTLV-1 抗体検査を追加
平成 23 年 1 月 24 日	子宮頸がん・Hib・小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成を開始
平成 23 年 2 月	「わがまち高岡げんきレシピ」コンテスト開催（市・高岡市環境保健衛生協会）
平成 23 年 3 月 1 日～3 月 10 日	ニュージーランド地震（H23. 2. 22）における富山県医療チームの派遣
平成 23 年 3 月 20 日～7 月 8 日	東日本大地震（H23. 3. 11）における富山県保健師チームの派遣
平成 23 年 3 月～7 月	新型インフルエンザワクチン接種費用の助成終了
平成 23 年 3 月	3 月 4 日から Hib・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を見合わせる
平成 23 年 4 月	妊婦一般健康診査（8 回目）にクラミジア抗原検査を追加
平成 23 年 4 月	子宮頸がんワクチンの供給不足により接種年齢を段階的に区分して実施
平成 23 年 4 月	母子健康手帳の表紙をドラえもん版からミッキー版に改定する
平成 23 年 4 月	期間内に接種出来ない高校 1 年生の高校 2 年までの接種期間の延長
平成 23 年 4 月	Hib・小児用肺炎球菌ワクチンの接種が再開される
平成 23 年 4 月	にこにこ教室をはじめでの離乳食教室にリニューアルして開始
平成 23 年 4 月	1 歳 6 か月児健診で母子保健推進員が乳幼児の事故予防の普及啓発を開始
平成 23 年 4 月	育児学級の委託を廃止し、赤ちゃんにこにこ教室の事業委託を開始
平成 23 年 6 月	高岡子育て支援センターすくすく相談協力開始
平成 23 年 6 月	日本脳炎予防接種積極勧奨の実施（9 歳、10 歳）
平成 23 年 6 月	高岡市平成 23 年度協働事業「ピンクリボンキャンペーン～乳がん検診受診率を上げよう～」を実施
平成 23 年 6 月	日本脳炎定期予防接種の特例対象者（4 歳から 16 歳）に接種の実施（20 歳未満の期間中）

平成 23 年 6 月～7 月	健康づくりに関する市民行動調査の実施 (2,200 件)
平成 23 年 6 月	北陸予防医学協会で開催するクーポン券対象者 (40・45 歳) に乳がん検診マンモグラフィ検査 (2 方向撮影) を導入
平成 23 年 6 月 10 日	子宮頸がんワクチン接種に高校 2 年生の新規接種開始
平成 23 年 7 月 10 日	子宮頸がんワクチン接種高校 1 年生 (10 日～) 中学 3 年生以下 (20 日～) 実施
平成 23 年 7 月	がん検診受診率向上対策モデル事業を開始
平成 23 年 9 月～10 月	市民のありたい姿・夢に関する意見交換会 (28 地域健康づくり推進懇話会他)
平成 23 年 10 月	「市民健康フォーラム」～すこやかな子を生み育むための支援～
平成 23 年 10 月	医療保険未加入者の特定保健指導に準じた保健指導の開始
平成 24 年 4 月	第 8 期健康づくり推進員の依頼 (1,490 名)
平成 24 年 4 月	乳がん施設検診の開始 (社会保険高岡病院、高岡市民病院、光ヶ丘病院)
平成 24 年 4 月	40 歳代の乳がん検診にマンモグラフィ検査 (2 方向撮影) の導入
平成 24 年 4 月	乳がん検診の対象者を 40 歳以上の偶数年齢に変更
平成 24 年 4 月	がん検診推進事業 (大腸がん) の追加
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	子宮頸がん・Hib・小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成の延期
平成 24 年 4 月	母子健康手帳の三支所での交付を廃止 (保健師等の専門職が交付)
平成 24 年 4 月	フッ素塗布事業の拡充 (2 歳児と 3 歳児を追加)
平成 24 年 4 月	妊婦歯科健康診査の対象者拡充 (希望者から全妊婦へ)
平成 24 年 4 月	妊婦アンケートの導入 (母子健康手帳交付時)
平成 24 年 4 月	高岡市母子保健推進員を 2 名増員 (95 名)
平成 24 年 5 月 1 日	高岡市薬剤師会と健康づくり事業に関する協定書に締結 (健康づくり支援薬局)
平成 24 年 5 月	高岡市健康づくり推進懇話会に名称変更 (高岡市健康づくり推進団体代表者会)
平成 24 年 5 月	8 歳、9 歳の者に日本脳炎予防接種の積極勧奨の実施
平成 24 年 5 月	子育て支援センター「離乳食セミナー」を共催で開始
平成 24 年 6 月 1 日	「新高岡市健康増進計画」策定委員会の立ち上げ
平成 24 年 6 月	肝炎ウイルス検診の節目検診に 60 歳を追加し、個別勧奨を実施 (「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」の一部改正)
平成 24 年 9 月 1 日	生ポリオワクチン経口投与 (2 回) から不活化ポリオワクチン注射 (4 回) に接種方法が変更
平成 24 年 9 月 30 日	健康と生きがいフェスティバルの開催 (最終年)
平成 24 年 10 月 23 日	不活化ポリオワクチン追加 (4 回) が定期接種となる (10/23)
平成 24 年 11 月 1 日	四種混合ワクチン (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) が定期接種として開始 (平成 24 年 8 月生～)
平成 24 年 11 月 5 日	「市民健康フォーラム」～みんなで取り組む健康づくり～
平成 25 年 1 月 30 日	長期に渡り療養を必要とする疾病 (12 疾病分類 124 疾患) にかかったこと等により定期の予防接種を受けられなかった者に対する接種機会の確保
平成 25 年 1 月 31 日	4 種混合 : 15 歳まで 結核 (BCG) : 4 歳まで
平成 25 年 1 月 31 日	「めざせ! 内 (家) 食 グランプリ」開催
平成 25 年 2 月	メタボリックシンドローム克服体験談募集

平成 25 年 3 月 31 日	麻しん・風しん第 3 期・4 期予防接種の 5 年間の時限措置終了
平成 25 年 3 月	「健康たかおか輝きプラン」の策定
平成 25 年 4 月 1 日	第 2 次一括法により、未熟児の届出・訪問指導等の事業が県から市に権限移譲 未熟児訪問指導・発達相談の事業開始
平成 25 年 4 月 1 日	結核の定期接種の対象者を生後 6 月に至るまでの間にある者から生後 1 歳に至るまでの間にある者に拡大（標準的な接種期間は生後 5 月から生後 8 月）
平成 25 年 4 月 1 日	積極的勧奨の差し控え（平成 17 年 5 月 30 日～平成 22 年 3 月 31 日）の影響を受け、20 歳になるまで日本脳炎の予防接種を受けることができるとした（経過措置）特例対象者の範囲に平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日生まれを追加
平成 25 年 4 月 1 日	年度内に 18 歳なる対象者（高校 3 年生）に日本脳炎第 2 期接種積極的勧奨の実施
平成 25 年 4 月 1 日	Hib 感染症・小児の肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の定期接種化
平成 25 年 4 月 1 日	長期に渡り療養を必要とする疾病（12 疾病分類 124 疾患）にかかったこと等により定期の予防接種を受けられなかった者に対する接種機会の確保
平成 25 年 4 月 1 日	Hib 感染症・小児の肺炎球菌感染症：10 歳まで
平成 25 年 4 月 1 日	定期予防接種等副反応について、医師等の厚生労働省への報告義務付け
平成 25 年 4 月 1 日	社会保険高岡病院健康管理センターによる集団がん検診車（肺・胃）の導入
平成 25 年 4 月 1 日	北陸予防医学協会高岡総合健診センターの子宮・乳がん検診を集団検診委託から施設検診委託へ変更
平成 25 年 4 月 1 日	がん検診及び肝炎ウイルス検診の年齢基準日を 3 月 31 日から 4 月 1 日に変更
平成 25 年 6 月 1 日	肝炎ウイルス検診の一部改正（検査手順の見直し）
平成 25 年 6 月 14 日	ヒトパピローマウイルス感染症定期予防接種積極的勧奨の差し控え（勧告）
平成 25 年 11 月 1 日	小児の肺炎球菌感染症ワクチンが 7 価から 13 価ワクチンへ一斉切り替え。接種方法の変更（標準的接種間隔における追加接種は、生後 12 か月以降に接種すること、標準的接種機会を逃した人で、初回接種開始が生後 7 か月から 12 か月に至るまでの間に接種する場合、初回 2 回目の接種は生後 13 か月に至るまでに接種する）
平成 25 年 9 月～10 月	健康づくりに関する市民行動調査の実施（2, 200 件）
平成 25 年 11 月 28 日	「市民健康フォーラム」～叶えよう！みんなで延ばそう 健康寿命～
平成 26 年 3 月 1 日	タンデムマス法による先天性代謝異常等検査事業の開始
平成 26 年 4 月 1 日	30～39 歳までの乳房超音波検査の廃止
平成 26 年 4 月 1 日	がん検診受診率向上対策重点地区事業の開始
平成 26 年 4 月 1 日	第 9 期健康づくり推進員の依頼（1, 497 名）
平成 26 年 4 月 1 日	母子健康手帳の任意記載事項様式の改正（4 月 1 日以降交付の母子手帳から）
平成 26 年 4 月 1 日	福岡子育て支援センターの総合健康相談廃止し、協力形式
平成 26 年 4 月 1 日	予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行により、定期予防接種の接種間隔の上限の撤廃、接種間隔の下限の明確化、過剰接種の防止等の改正
平成 26 年 4 月 1 日	妊婦一般健康診査委託料、県医師会との協議により改正
平成 26 年 4 月 1 日	富山県地域医療再生マイスター育成事業受託（平成 26 年度・27 年度）

平成 26 年 4 月 5 日	高岡市急患医療センター完工式・開所式 母子保健室「すくすく」の開設 時の回廊ギャラリーlien りあんオープン
平成 26 年 6 月 1 日	働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業（子宮 21 歳・乳がん 41 歳）の実施
平成 26 年 9 月～10 月	健康づくりに関する市民行動調査（健康づくり推進員対象）の実施（1,531 件）
平成 26 年 10 月 1 日	水痘の定期接種化 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の定期接種化（平成 30 年度までの 5 年間の経過措置）
平成 26 年 10 月 30 日	「市民健康フォーラム」～未来の地域包括ケアを語ろう～
平成 27 年 2 月	ヘルスボランティア協議会ウォーキングマップ「新たな魅力発見！楽しく気軽にウォーキング」発行
平成 27 年 3 月	高岡市急患医療センター駐車場等外構整備及び保健センター2 階との渡り廊下工事完工
平成 27 年 3 月	高岡市新型インフルエンザ等対策行動計画作成
平成 27 年 4 月	産後ケア事業開始
平成 27 年 4 月	妊婦一般健康診査 HTLV-1 抗体検査の実施時期を 7 回目から 6 回目に変更
平成 27 年 4 月	ヘルスボランティア協議会へ運動習慣定着化推進事業を委託（健康ウォーキング教室を開始）
平成 27 年 4 月	がん検診推進事業（無料クーポン券）（大腸・乳・子宮）の廃止
平成 27 年 4 月	子宮がん（24 歳・26 歳・34 歳・36 歳）、乳がん（44 歳・46 歳）に重点年齢を追加
平成 27 年 4 月 1 日	ヘルスボランティア協議会に地域介護予防活動支援業務を委託（介護予防教室
平成 27 年 4 月 1 日	「元気わくわくクラブ」の開催、地域における運動の普及および健康に関する情報提供）
平成 27 年 5 月	従来の子どもの幼児保健相談を 3 歳未満児及び未就園児対象とし、新たに 3 歳以上の就園児対象の個別相談会を新設
平成 27 年 6 月	肝炎ウイルス検査の対象者を 40 歳・60 歳とする
平成 27 年 9 月～10 月	健康づくりに関する市民行動調査の実施（2,200 件）
平成 27 年 10 月 1 日	利用者支援事業（子育て世代包括支援事業（母子保健型））開始
平成 27 年 10 月 8 日	高岡市母子保健推進員協議会作成の歯科啓発媒体エプロンシアターが「8020 の里賞」優秀賞受賞
平成 27 年 10 月 26 日	合併 10 周年 三団体合同記念式典
平成 27 年 11 月	季節性インフルエンザワクチン 3 価（A 型 2 種、B 型 1 種）から季節性インフルエンザワクチン 4 価（A 型 2 種、B 型 2 種）に変更となる
平成 27 年 11 月 4 日	高岡市母子保健推進員協議会が富山県功労表彰受賞
平成 27 年 11 月 14 日	「市民健康フォーラム」～わがまち高岡の地域包括ケアを語ろう～
平成 28 年 1 月	個人番号制度開始に伴い、妊娠届出様式の変更
平成 28 年 4 月 1 日	第 10 期健康づくり推進員の依頼（1,558 名）

平成 28 年 4 月	妊婦一般健康診査における超音波検査が 3 回から 4 回となる
平成 28 年 4 月	産前・産後サポート事業開始
平成 28 年 4 月	保健情報誌「ようこそ赤ちゃん」と福祉情報誌「おおきくなあ〜れ（子ども・子育て課）」を集約し、子育て支援ガイドブック「おおきくなあ〜れ」を作成
平成 28 年 4 月 22 日～6 月 14 日	熊本地震（H28. 4. 14）における富山県保健師チームの派遣
平成 28 年 6 月	保険者努力支援制度の創設により、糖尿病性腎症重症化予防の取組（訪問指導）を開始
平成 28 年 9 月	健康プラス運動教室開始
平成 28 年 9 月～10 月	健康づくりに関する市民行動調査の実施（2, 200 件）
平成 28 年 9 月 30 日	全国健康保険協会富山支部と健康づくり包括協定の締結
平成 28 年 10 月 1 日	B 型肝炎予防接種の定期接種化
平成 28 年 10 月 22 日	「市民健康フォーラム」～働く世代の健康を考える～
平成 29 年 2 月～6 月	地域で取り組む健康づくりについて意見交換の実施（28 地域健康づくり推進懇話会他）
平成 29 年 4 月	子育て支援ガイドブック「おおきくなあ〜れ」のフリーペーパー化
平成 29 年 4 月	乳がん検診の集団検診の医師視触診を廃止
平成 29 年 4 月	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ開始
平成 29 年 7 月 6 日	高岡市健康増進計画策定部会の立ち上げ
平成 29 年 11 月	ワクチン供給量が需要に追いつかないため、高齢者インフルエンザ予防接種費用助成期間の延長（平成 30 年 1 月 31 日まで）
平成 29 年 11 月 13 日	特定個人情報（予防接種）の情報連携本格運用の開始
平成 29 年 11 月 23 日	「市民健康フォーラム」～住む人が健康になるまちづくり～
平成 30 年 3 月	「健康たかおか輝きプラン（第 2 次）」の策定
平成 30 年 4 月 1 日	子育てワンストップサービス（妊娠届出の電子申請）の開始
平成 30 年 4 月 1 日	第 11 期健康づくり推進員の依頼（1, 498 名）
平成 30 年 4 月	胃がん施設検診内視鏡二重読影の実施
平成 30 年 4 月	胃がん内視鏡検査の対象者を 40 歳以上の偶数年齢に変更
平成 30 年 4 月	前立腺がん検診の対象年齢を 60 歳に変更
平成 30 年 4 月	日常生活圏域（地域包括支援センター圏域）ごとに集団がん検診会場を再編
平成 30 年 4 月	若い世代の健康診査を保険年金課へ移管
平成 30 年 7 月	はじめての離乳食教室を高岡子育て支援センターへ移設
平成 30 年 7 月 26 日	ねんりんピック 100 日前イベントにて「健康たかおか 10 か条音頭」作成・普及（K J E28 での取組み）
平成 30 年 9 月 29 日	「市民健康フォーラム」～みんなで延ばそう 健康寿命～
平成 30 年 10 月	高岡市健康・栄養調査（2, 200 件）
平成 30 年 10 月	産婦一般健康診査を廃止し、産婦健康診査（2 週間健診、1 か月健診）を開始
平成 30 年 12 月 1 日	母乳育児をすすめる会設立 40 周年記念大会
平成 31 年 1 月 17 日	「健康たかおか 10 か条ソング」「健康たかおか 10 か条体操」作成・普及
平成 31 年 3 月	健康体操教室 廃止

平成 31 年 3 月 31 日	時の回廊ギャラリーlien りあん 高岡市食生活改善推進協議会への運営委託終了
平成 31 年 4 月	母乳育児相談を育児健康相談へ移行
平成 31 年 4 月	風しんに関する追加的対策（令和 3 年度までの 3 年間の時限措置）
平成 31 年 4 月	高齢者肺炎球菌感染症予防接種の経過措置の延長（令和 5 年度まで）
令和元年 6 月	集団がん検診受診者で希望者に対し検診バスに乗っている間、託児を実施
令和元年 10 月 17 日～11 月 11 日	台風第 19 号に係る長野県長野市への富山県保健師チームの派遣
令和元年 11 月	「市民健康フォーラム」～今日からはじめる健康づくり 食事から健康を～
令和元年 11 月	「健康たかおか」「健康たかおかストレッチ体操」作成・普及
令和 2 年 4 月	第 12 期健康づくり推進員の依頼（1,454 名）
令和 2 年 4 月	産後ケア事業（デイケア事業の拡充とショートステイ事業の開始）
令和 2 年 4 月	「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」開始
令和 2 年 6 月	乳幼児健診等母子保健情報（母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報）における情報連携の開始
令和 2 年 7 月	健康増進法に基づく健康診査の後期高齢者全員に追加検診項目（血清クレアチニン検査（eGFR 含む））を実施
令和 2 年 10 月 1 日	ロタウイルス感染症の予防接種の定期接種化
令和 2 年 10 月～令和 3 年 1 月	子どもインフルエンザ（任意予防接種）費用の助成を実施（中学生）
令和 2 年 11 月	「働く男性の運動教室」の事業委託開始
令和 2 年 11 月	「市民健康フォーラム」健康寿命を延ばそう～運動と感染予防～
令和 3 年 2 月	新型コロナウイルスワクチン接種（初回接種）の開始
令和 3 年 4 月	産後ケア事業利用対象期間の拡充 （ショートステイ・デイケア：産後 3 か月から 4 か月未満、訪問ケア：産後 6 か月未満から 1 年未満に延長）
令和 3 年 4 月	未熟児発達相談を廃止
令和 3 年 8 月	「健康日本 21（第 2 次）」の計画終期 1 年延長（令和 3 年 8 月 4 日告示）を受け、「健康たかおか輝きプラン（第 2 次）」の終期を令和 5 年度までに延長
令和 3 年 10 月～令和 4 年 1 月	子どもインフルエンザ（任意予防接種）費用の助成を実施（小学生、中学生）
令和 3 年 11 月 26 日	ヒトパピローマウイルス感染症定期予防接種 積極的勧奨の再開
令和 3 年 12 月	新型コロナウイルスワクチン接種（追加接種 3 回目）の開始
令和 3 年 12 月	cookpad に高岡市公式キッチン「高岡にここ◎キッチン」を開設
令和 4 年 3 月	5～11 歳の新型コロナワクチン接種（初回接種）の開始
令和 4 年 4 月	新生児等聴覚検査費用助成事業の開始
令和 4 年 4 月	母子健康手帳のサイズを B5 版から B6 版へ変更
令和 4 年 4 月	第 13 期健康づくり推進員の依頼（1,380 名）
令和 4 年 4 月	風しんに関する追加的対策（令和 6 年度まで延長）
令和 4 年 4 月	ヒトパピローマウイルス感染症キャッチアップ接種（平成 9 年度生まれから平成 17 年度生まれの女子）の実施（令和 7 年 3 月末まで）
令和 4 年 5 月	産後ケア事業（ショートステイ事業利用施設を 2 施設へ拡充）

令和4年6月	ヒトパピローマウイルス感染症キャッチアップ接種対象者のうち、定期予防接種の対象年齢を過ぎて自費で接種した人及び県外医療機関にて接種をする人に対して償還払いによる接種費用の一部助成の開始
令和4年6月	新型コロナウイルスワクチン接種（追加接種4回目）の開始
令和4年9月	5～11歳の新型コロナワクチン接種（追加接種3回目）の開始
令和4年10月	新型コロナワクチン令和4年秋開始接種（新型コロナオミクロン株対応ワクチン接種）の開始
令和4年10月	高岡市健康・栄養調査（3,000件）
令和4年10月～令和5年1月	子ども・妊婦インフルエンザ（任意予防接種）費用の助成を実施（小学生、中学生、妊婦）
令和4年11月	生後6か月～4歳の新型コロナワクチン（初回接種）の開始
令和4年11月	新型コロナウイルスワクチン接種（追加接種5回目）の開始
令和5年1月	高岡市あんしん出産・子育て応援事業の開始
令和5年4月	産後ケア事業（デイサービス事業利用施設を4施設へ拡充）
令和5年4月	低所得妊婦に対する妊娠判定受診費用助成事業の開始
令和5年4月	5～11歳の新型コロナオミクロン対応ワクチン接種の開始
令和5年4月	4種混合ワクチン及び3種混合ワクチン並びに不活化ポリオワクチンの接種対象年齢の拡大（生後3月から生後2月以上に変更）
令和5年4月	ヒトパピローマウイルス感染症の9価ワクチンの定期予防接種の開始
令和5年4月	がん患者補正具購入費助成事業の開始
令和5年4月	高岡市骨髄バンクドナー助成事業の開始
令和5年4月	母子健康手帳の様式の一部改正（妊産婦の健康管理や乳幼児の養育についての相談窓口の情報追加、産後ケア及び地域の子育てに関する相談機関の利用記録欄の追加等）
令和5年5月8日	新型コロナワクチン令和5年春開始接種の開始（65歳以上の者、5～65歳未満で基礎疾患等を有する者、医療従事者等）

高岡市の保健事業概要

—令和5年度版—

令和5年7月発行

編集・発行

高岡市健康増進課

(高岡市保健センター内)

高岡市本丸町7番25号

電話 0766 (20) 1345